

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2900号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



全国町村長大会を開催

も
く
じ

- ◆ 地方創生の推進に関する決議を採択=928町村長の総意を結集 (2)
- ・ 全国町村会会長挨拶・来賓挨拶 (4)
- ・ 町村への応援メッセージ (16)
- ・ 全国町村長大会来賓氏名 (18)
- ・ 決議案・特別決議案提案理由説明 (21)
- ・ 大会決議・特別決議 (24)
- ・ 全国町村長大会要望 (27)
- 『火山災害防止に関する緊急要望』を実施 (45)
- 第2回 地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会に藤原会長が出席 (46)

活 動
活 動

◆ 全国町村長大会特集 ◆

地方創生の推進に関する決議を採択

〈928町村長の総意を結集〉



全国町村長大会は、11月19日、正午から東京・渋谷のNHKホールで全国928の町村長、都道府県町村

会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、高市早苗総務大臣、石破茂地方創生担当大臣、末松信介自由民主党幹事長代理、蓬清二全国町村議会議長会会長など、約1、300名が出席して開催された。

大会は古口達也副会長（栃木県茂木町長）の司会で進められ、はじめに安倍内閣総理大臣から、「元気で豊かな地方の創生は、安倍内閣の最重要課題である。地域の発想や創意工夫をいかし、個性と魅力あふれる取り組みを国が後押しすることで、地域に夢や未来を託せるよう全力を尽くす」との挨拶があった。

この後、高市総務大臣、石破地方

創生担当大臣、末松自由民主党幹事長代理、蓬全国町村議会議長会会長から来賓挨拶が行われた。

次に藤原忠彦会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、「町村において人口減少の克服、地方創生の推進は待ったなしの課題であり、政府の政策展開に期待するとともに、町村長も政府の取り組みと連携し、自らの地域の将来は自らが決めるといふ決意を新たに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組みでいこうではないか」と参加者に訴えた。

会長挨拶終了後、町村長への応援メッセージとして小田切徳美明治大学教授が登壇、本会が取りまとめた「農業・農村政策のあり方についての提言」について、現在の田園回帰傾向をさらに伸ばし、農業・農村が輝くための提言に加え、今までの農林水産省を中心とした農業再生のための財源を、農村価値創生交付金という使いやすい形にするという提言を行ったことを紹介。そして交付金を使い、田園回帰する人々を受け入れるためにも、町村が自らを磨くということを覚悟を持って行う必要がある、それが、都市と農村を共生・前進させていく「都市農村共生社会の創造」に繋がると述べた。



なお本大会に臨席した衆議院議員及び参議院議員は164名(代理を含む)であり、本人出席者を紹介した。

この後、大会議長に谷口友見副会長(三重県大紀町長)を選出し、議事に入った。議案については、はじめに大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題解決に向けた9項目の決議案を上げ、全国町村会政務調査会の各委員長から提案理由の説明が行われ、「地方分権改革を強力に推進すること」など3項目については坂本和昭行政委員会委員長(大分県九重町長)から、「歳出特別枠及び別枠加算を堅持することともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」など3項目については吉田昇財政委員会委員長(埼玉県滑川町長)から、「都市と農山漁村の共生社会を実現すること」など3項目については杉本博文経済農林委員会委員長(福井県池田町長)から各々説明が行われ、原案通り決定した。次に、地方創生の推進に関する特別決議案が上程され、白石勝也副会長(愛媛県松前町長)から提案理由説明が行われた後、満場一致で決議された。さらに34項目の大会要望も一括採択された。

これらの決議、特別決議、要望事項を実現するための実行運動方法については、町村長は地元選出国會議員、政府要路に対し、適宜、有効な方法で行うことを決定し、13時40分に大会を閉会した。

大会終了後の記者会見で、藤原会長は「本日の大会は、町村の価値や果たすべき役割の重要性を改めて訴え、活力ある地域づくりに邁進しよう」と、決議、特別決議及び要望について、私たち町村長の総意の下に採択を行い、参加者全員が一致協力して頑張っていくことが確認出来た意義あるものだった。今後とも町村長相互の連携を強固にし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組みたい」と述べることも、報道関係者の理解と協力を求めた。

会長あいさつ

地方創生の推進に全力で取り組む



全国町村会長 藤原 忠彦

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、安倍内閣総理大臣をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわらず、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長の皆様方には、遠路ご参集をいただき、心から感謝申し上げます。

げます。

本年は、豪雨や台風等により、全国各地に甚大な被害が発生したほか、去る9月には御嶽山が突如噴火し、多くの登山者が犠牲となりました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りするとともに、被

災された方々、被災された町村にお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から3年8ヶ月余が経過いたしました。

私自身、毎年、被災地を訪問させていただいており、本年も4月から7月にかけて、福島県、岩手県、宮城県の被災地を訪ね、復興の状況を確認することも、地域の再生・復興に全力で取り組んでおられる町村長さんのお話を直接伺って参りました。

その中で、全国各地から派遣されている職員への感謝とともに、本格的な復興を加速させていくためには、広範な職種にわたって職員を確保する必要があり、なお一層の支援をいただきたいとの要請がありました。

近く、来年度の職員派遣を皆様にお願いくることとなりますが、私ども町村としても、積極的に協力していこうではありませんか。

また、こうした人的支援を含め、復興に取り組む町村を物心両面で引き続き支援するとともに、復興が終了するまでの間、万全の予算措置を講じるよう、政府に求めていく必要があると考えております。

さて、安倍内閣におかれましては、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活

性化に向けた対策を講ずることとされております。町村では、少子高齢化や人口流出が進み、基幹産業である農林漁業が衰退するなど極めて厳しい状況が続いており、人口減少の克服、地方創生の推進は待ったなしの課題であり、政府の政策展開に大いに期待いたしております。

私も町村長も、政府の取り組みと十分連携し、自らの地域の将来は自らが決めるという決意を新たに、創意工夫し、全力でこの課題解決に向け取り組む覚悟であります。

全国町村会はこのたび「地方創生の推進に関する提言」をとりまとめ、地域資源の有効活用により若者にとって魅力的な雇用を増やすこと、子育て・学校教育・地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用すること、都市との共生と交流を進めるまちづくりといったこと等について、具体的な提案を行いました。町村が実施するこれらの施策に対し、財政的・制度的な幅広い支援が不可欠であります。

このため、本日は「特別決議」をご審議いただき、私どもの決意を示すとともに、国に対して必要な支援を求めるところとしております。

町村が、自主性・自立性を発揮して様々な施策を着実に実施していくためには、町村の財政基盤の強化が不可欠であり、

安定的な自主財源の確保が図られなければなりません。何よりも、財政基盤の脆弱な町村の生命線とも言わなければならない地方交付税総額の確保が必要です。国に対しては、「歳出特別枠」と「別枠加算」を今後とも堅持し、かつ交付税率を引き上げて、安定的に地方交付税等の一般財源総額を確保することを強力に求めていかなければなりません。

また、税制改正においても地方の貴重な税財源をしっかりと守っていかなければなりません。「償却資産にかかる固定資産税をはじめ、「ゴルフ場利用税」、「車体課税」などの地方税が検討の俎上に上がっておりますが、町村にとりましては、いずれも極めて貴重な財源でありますので、現行制度を堅持する等、地方税財源が確実に確保されるよう強く求めて参ります。

次に、農林水産業について申し上げます。

地方創生という言葉を目にしたとき、私も町村長が、まず意識するのは、農林水産業の振興であります。農山漁村の再生には、生き活きとした農林水産業の姿が、全国津々浦々で見られるようにならなければなりません。

農山漁村には、食料の供給や国土の保全などの価値に加え、再生可能エネルギーの蓄積といった新たな可能性を有し

ており、その存在意義は一層増しています。

全国町村会では、農村価値の創生が、最近見られる田園回帰の動きを加速し、また、都市と農村の共生社会の創造にもつながるとした政策提言をまとめました。

安倍総理が所信表明でも触れられたとおり、伝統ある故郷を守り、美しい日本を支えているのは、我々地方に住んでいる者です。農林水産業の振興を通じた地方創生に、我々町村と政府は、一体となつて取り組む必要があります。

なお、TPPにつきましては、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保に関する国会決議等を踏まえ、国益の維持に万全を期して頂きたいと思っております。

以上、当面する町村を巡る政策課題について申し述べましたが、町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しいものがあります。

全国町村会といたしましても、政務調査会を中心に活発な議論を行い、全力を挙げて活動しておりますが、今後とも町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこうではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願いして、私のご挨拶と致します。

来賓あいさつ

地域に夢や未来を託せるよう、 地方創生に全力を尽くす



内閣総理大臣 **安倍 晋三**

みなさんこんにちは。安倍晋三でございます。全国町村長大会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。町村長の皆様方におかれましては、日頃から地方自治の第一線に立ち、先頭に立って地域社会の発展や住民自治の向上に、日夜、尽力しておりますことを、

心から御礼を申し上げ、敬意を表する次第でございます。

昨年も申し上げましたが、町村長大会にまいりますと、私のバックグラウンドに帰ってきたような感じがするわけです。私の選挙区は、今や市町村合併により2市となりましたが、小選挙区になっ

た当初は2市7町と、7つの町がありました。私の町は日本海に面した油谷町という小さな町ではありますが、美しい棚田があり、日本海に面し、素晴らしい故郷であります。平成8年、私がまだ2回目となる厳しい選挙の際に、街宣車で回っているときに、1人の方が農作業の手を休めて私のところにやってきて、農作業でこつこつした手で私の手をしっかりと握って、「晋三さん、応援してるけん。ふるさとを守っておくれよ」と話されました。私はこの言葉を今でもしっかりと胸に刻んでおります。まさに私は、町村の皆さんに国会に送っていたのだ、その思いで、地域創生こそ私の使命であると、このように決意をしている次第であります。

元気で豊かな地方の創生は、安倍内閣の最重要課題であります。今後、長期ビジョン及び総合戦略を取りまとめることとしておりますが、知恵は現場にあります。創意工夫をこらして成果をあげている自治体や、困難な状況を打開しようと努力している現場に、私どもがどんどん足を運び、地方の声に徹底して耳を傾けていきます。国主導のやり方ではなく、地域の発想や創意工夫をいかし、個性と魅力あふれる取り組みを国がしっかりと後押しをしていきます。その際、各省の縦割りを廃し、ワンストップで支援する、地域にとって本当に使い勝手のよい仕組

みを構築していきます。また、地方への権限・財源の移譲促進など、地方分権改革についても力強く着実に進めていきます。今年度、提案募集方式により、地方から多種多様な提案を数多くいただきました。これまで困難とされてきた課題についても、前向きに取り組んでいるところであります。

11月17日に発表された7月、8月、9月のGDP速報は厳しい数字でありました。成長軌道には戻っていない、そうしたことを総合的に勘案して、私は11月18日に消費税引き上げを来年10月に法定通り行わず、18か月、1年半延期することを決定したところであります。今まさに、私たちはデフレから脱却をしていく、その正念場を迎えております。デフレから脱却をしなければ、経済を成長させていくことも、税収を増やすことも出来ないわけであります。税収が増えていかなければ、地方の再生もおぼつきません。

今、私どもが進めている、いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済政策は、着実に成果を挙げております。経済において、どの国でも重視する指標は雇用と賃金ですが、政権に就いてから2年の間、就業者の数は100万人以上増えていますし、有効求人倍率も依然22年ぶりの高い水準にあります。賃金においても今年4月の連合の調査によると、平均2.5%以上の成長となっており、これは、この

10年間で最高の数字です。また、今年の4月新卒の大学生、高校生とも就職内定率は上がっていますし、特に高校生においては、1割以上上がっております。

このように私たちが進めている政策は間違いなく成果を挙げております。しかし、本年4月の消費税の3%引き上げが、消費を2%押し下げる重しとなってしまいました。この重しがとれていないうちに、来年、消費税を再度上げることが出来ない、そう判断したところであります。そして平成29年4月には、間違いなく消費税を上げていきますし、上げていく環境を作っていきます。来年、再来年と賃金を確実に上げていけば、その環境を作り上げることが出来る、こう確信をしているところであります。

そして、税制というのは、まさに議会制民主主義とともに発展してきたわけであり、この税制において重大な決断をした以上、私は国民に真を問わなければならないと決断したところであります。11月18日に私が出演したテレビにおいて、キャスターの方が、「安倍さん、大義がないじゃないですか」と言いながら、その後「18か月延期するというのは、自民党のマニフェストに書いてないじゃないですか。国民に説明すべきです」とも言われましたので、「だから選挙をするんですよ」と申し上げたわけであります。税において、私たちは、約束したこと

は行わなければならない。選挙を経て国民の信を得た後に、実施していかねばならない。これが私どもの信念でもあるわけです。選挙においてしっかりと説明をし、そして勝ち抜いて、今進めている政策を前に進めていくことにより、地域を豊かにしていきたい。私たちの今進めている政策が、全国津々浦々に広がっていくようにしていきたい、このように思っております。

私たちが進めているアベノミクスにおける三本の矢の政策についても、様々なご負担があることは事実であります。ではどうすればいいのか。残念ながら、私は他のアイデアを聞いたことはただの一度もありません。だからこそ、今進めている経済政策が果たして正しいのか間違っているのか、本当に他に選択肢があるのかどうかを、この選挙戦を通じて明らかにしていきたい。そして国民の皆様の声を伺っていききたいと決意している次第であります。

いずれにいたしましても、私たちがこれからしっかりと進めていくことは、地方の創生であります。地域に住んでいる皆さんが、そして子ども達が、その地域に夢や未来を託せる、そういう地域を必ず作り上げてまいります。皆様と共に、全力を尽くしていくことをお誓い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

来賓あいさつ

故郷に誇りを持って、
活力ある地域づくりに取り組む

総務大臣 高市 早苗

みなさんこんにちは。総務大臣の高市早苗でございます。

本日、全国町村長大会、たいへんなご盛会で誠にありがとうございます。そして普段地方自治振興のために活躍いただき、また、相次ぐ災害の中、一生懸命に対応していただきました町村長の皆様

方に心から敬意を表するとともに、災害の犠牲になった皆様のご冥福と、そして被害者の皆様にお見舞いの気持ちを込めて、これからも防災対策にしっかりと取り組んでまいることをお誓い申し上げます。

総務省では、消防庁を中心として、地域の防災力を高めていくため、まずは消防団員の充実、特に女性や若い方に入っていただくこと。そして装備を充実させ、全国どこにお住まいでも安心・安全な生活を営めますよう、技術革新の成果等取り入れながら、防災体制を強化してまいります。

最近、人口減少が進んで町や村が消滅してしまうかもしれない、こういった試算も発表されて、寂しい気持ちになりました。しかし、それは何も手をうたなかった場合はそうなってしまふよということであり、今なら決して遅くはないと思っております。ローカルプライド、ローカルアクション、即ち地域に誇りを持って、そしてしっかりと活力のある地域づくりに向けて行動していく。これが肝心なことだと思っております。私は奈良県出身です。故郷に誇りを持っておりませんが、またちょっとアクションの部分で弱いかな、と思っておりますので、先程、安倍総理が仰いましたけれども、省庁の壁を取り払って、出来るだけ力強い、手厚く応援できる仕組みを、各種施策を整備しながら作っていききたいと思っております。

私が総務大臣就任いたしましたのが9月3日でございますが、先月、省庁の壁

をまずは取り払って、政策資源を集中するということで、総務省と経済産業省が連携する協定を合意いたしました。これは、地方において、わりと交通の便が良い場所や、横に道路が通っている場所に大きな土地が空いている。ここに工場や大きなスーパーといった企業立地に向けたご希望もあるかと思えます。そこで総務省の地域の元氣プラットフォームという、全地方自治体とともに運営している仕組みがありますので、これを経済産業省の所管であるジェトロと中小企業基盤整備機構と繋ぐことにいたしました。

ジェトロは海外の企業で日本に立地先を探しているところの情報を持っています。それから地域の産品を海外に輸出するお手伝いもしています。私どもが町村長の方から、直接こういう場所があるとか、こういう産品があるとか、そういう情報をいただきまして、ジェトロや中小企業基盤整備機構に発信します。国外の企業でしたらジェトロが、また国内のすぐれた中小企業の情報を持っている中小企業基盤整備機構が、地域で工場を出したい、金融機関を設置したい、お店を出したいといったところに情報を発信してくれる。地域産品を海外、または国内に売り込んでいく、そういうお手伝いをしてくれる連携の仕組みをつくりました。

今プラットフォームの充実に向けて、補

正予算を組むことになった際には、その中に新規で入れたいということで準備を進めるとともに、来年度からご活用いただけます。また、ローカル一番プロジェクトですとか、分散型エネルギープロジェクトにつきましても、地域の雇用を生み出すための総務省の施策ですので、是非ご活用ください。

それから地方財政につきまして、間もなく総選挙がございますけれども、平成26年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同じ水準を確保するため、私たちは一般財源総額の確保に向けて頑張っております。地方税制につきましても、法人税の改革がございますけれども、中小企業への配慮を前提とした外形標準課税の拡充、また、地域間の税源の偏在是正を進めてまいります。

とにかく、皆さんとともに、誇りをもって、長く住める、そして学べる、子育てや介護を安心してできる地域づくりに、石破大臣とも力を合わせて取り組んでまいりますので、引き続きのご指導をお願いいたします。町村長の皆様のお名前をお祈りいたします。本日はおめでとございました。



来賓あいさつ

危機感、連帯感、責任感を持って、 地方創生に全力で取り組む



地方創生担当大臣 **石 破 茂**

地方創生担当大臣の石破でございます。この度の解散の意義は、先程、安倍総理大臣からお話のあった通りでございます。私どもにとって、選挙は国民の皆様方に信を問うものでございます。事務を取り扱っていただく町村長の皆様方、あるいは役場の皆様方には、年末の時期

に大変なご面倒をおかけすることになります。ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私は国会議員になって29年目になります。地元は鳥取県で、人口は58万人くらいの日本最小の人口の県でございます。兵庫県との境にあります八頭郡と

いうところが、私の地元でありまして、今は合併して八頭町となっておりますが、郡家町という人口1万人くらいのごころの育ちでありまして、幼稚園、小学校、中学校と鳥取で過ごしてまいりました。

昭和40年代の半ばから50年代にかけて、地方がとても元気だった時代があります。本場に町に活力があり、村に活力がある。そういう時代を私は確かに覚えております。おそらくそれは、公共事業と企業立地によるものが大きかったと思っております。これから先もその政策は進めなければなりません。企業立地は、一番多かった時の六分の一に減りました。国の借金は1、000兆円を超しておりまして、公共事業を以前のように基幹産業とするのは極めて難しいと思っております。

総理が申しますところの3本の矢のうち、大胆な金融緩和、そして機動的な財政出動により、確かに、地域の重苦しかった雰囲気は少し改善されたということですが、では地方の賃金は上がったか、物価はどうなったか。それを考えた時に、これも総理がよく申すことですが、新しい経済政策の効果が地方まで行き渡っていないことは歴然たる事実であります。

私どもとして、地方が持っている活力、即ち農業であり、漁業であり、林業であり、そして観光であり、この活力をいか

にして最大限に引き出していくか。これが地方創生だと思っております。皆様方のお手元にある「田園回帰の時代を迎えて 都市と農村の共生社会の創造」という提言ですが、私はこれを読んで、本当に良い文章だし、よく考えていただいたと思っております。いつの時代も、国を変えるのは地方であり、中央ではありません。

我が国は、円が高くなった、安くなつたと言つては大騒ぎであります。どうしてそのようなことに振り回される国になったのか。それは、食料・エネルギーの大半を海外に依存しているからであります。食料にしてもエネルギーにしても、それは地方にあります。その力を最大限引き出すことが、我が国が自立に向かつて進み出す、大きな礎になるはずで、食料自給率だけが大事なのではない。大事なのは農地であり、農業従事者に次世代の後継者がいることであり、そしてインフラがきちんと保全され、品質がさらに高まることでもあります。

今日、参議院で地方創生委員会が開かれます。地方創生関連法案について、何とか解散までに成立をさせていたいただきたいと心から願っております。あの法律は、全ての市町村に我が町を、村を、5年以内にとつるかという総合戦略の策定を努力義務として規定したところがポイントであります。地域のごときは永田町や

霞ヶ関ではなく、地域でなければわかりません。全ての市町村に、その総合戦略を作るというお願いをしております。政府として出来る限りの情報を提供させていただきます。どこから物が来てどこへ出て行く、どこから人が来てどこへ出て行く、お金はどこから入りどこへ出て行く、そういうことを精密に分析した資料を全ての市町村に差し上げます。そして人材派遣について、今まで国家公務員をあちらこちらに派遣をしてきましたが、人口5万人以下の市町村には殆ど派遣しておりません。霞ヶ関が町村にとって親切な相談相手だったかといえ、必ずしもそうだったとは私は思っておりません。霞ヶ関挙げて、町村の良き相談相手になっていかなければなりません。そして人材も、知恵も、情報も、可能な限りお手伝いしてまいります。

今を生きる我々は、次の時代にいかなる日本を残すが、その責任を負っております。そして課題先進国である我が国は、これからどうという国家を作るのかという、課題に対する解決を示す責任を、世界に対して負っております。税の仕組みについても、また財源保証機能、財源調整機能にしても、地方交付税が持つ仕組みはこれで充分なのかということも総務大臣と意見交換するとともに、町村の皆様方のご意見も伺ってまいります。

今までも列島改造、田園都市構想、ふ

るさと創生と様々な取り組みがありました。今度の地方創生は、もう後がないという危機感と、それに対し国と地方が一体となって取り組もうという連帯感。そして世界に対して、次の時代に対して負うべき責任感。以上の点で今までの取り組みとは違うものだと思っております。政府で出来ることは最大限のことをさせていただきます。どうか共にこの国を、山を、川を、そして海を、次の時代に残すために、手を携えて取り組んでいただきますよう、心からお願ひして挨拶を終わります。ありがとうございました。



来賓あいさつ

地域政党という立党の精神に則り、 町村の様々な課題に全力で取り組む



自由民主党幹事長代理 末松 信介

自由民主党の幹事長代理を務めております。参議院議員の末松信介でございます。急遽解散が決まりました。谷垣幹事長があらゆる指示、判断をしなければならぬことから、どうしてもこの町村長大会に来る事が出来ませんので、代わりに私が伺った次第です。自由民主党を代

表してご挨拶を申し上げたいと思っております。本日、全国928の町村長の皆様方が集まりまして、盛大に大会が開かれましたことを、まず、心からお喜び申し上げます。

先程、安倍総理大臣、また石破地方創生担当大臣からお話ございました

が、2009年8月に自由民主党は政権を失いました。あの時の議席は、衆議院119議席、参議院は僅かに71議席の合計190議席でした。その190人の議員で、落選中の議員、そして自分たちの活動費を賄っていくという時代だったのであります。朝の勉強会や部会でも、以前なら各省庁から局長が来ていたのが、課長や企画官といった方々になってしまいました。あの3年4ヶ月の野党の間、我々が学んだことは、石破大臣がよく言われるように、傲りがあつたのではないかと。自民党は謙虚さ、親切さ、丁寧さ、そして慎重さ、このことをもっと大切にしなければならぬということ、そして、自民党の立党の精神は、地域政党であること、地方が原点であるということに我々は改めて気付かされたわけであります。このことは、今も全く変わる事はありません。

昨晚テレビを観ていましたら、高倉健さんが83歳で亡くなられたというニュースがありました。私はその時思ったのですけれども、自民党が強かったのは、日本人の精神の支柱である、義理と人情を自然と重んじていたからではないかと。ですから我々も、個々の家庭に向向いて人々の悩みを聞き、細かな提案をして、そして地域に入っていくって、御輿を担いだり、色んなお祭りに参加して、溶け込む努力をした訳であります。私たちは、

義理と人情、そして地域と地方という事を忘れてしまったら、自由民主党は決して成り立たないということを、町村長の皆様方に申し上げたいと思います。

あの政権を失った時に、我々はマイクを使わず、住民の皆様方と膝詰めで、しっかり話をし、それを政策に代えていくという、ふるさと対話集会を始めました。すでに600回を超えております。その延長線上に、今回の地方創生法案やまち・ひと・しごと創生法案があり、この法案を、しっかり参議院で可決をしたと思うっております。平成27年度未だに、皆様方に総合戦略を策定していただく事になっております。それをしっかりと、自由民主党が支援をしていくという、そのことを我々は大事にしていきたいと思っております。

私は政治の道に入って31年になります。兵庫県の県会議員を6期、20年余り務めさせていただきました。兵庫県というのは、日本の縮図とよく言われております。今、県内29市12町ですが、12の町は色々な顔を持っております。瀬戸内海の漁業と、日本海の漁業は違いますし、淡路島では三毛作出来ても、コウノトリで有名な豊岡では、冬はビニールハウスを使って栽培しなければ農業は成り立ちません。それぞれ、町村の抱える問題は違っているのです。自由民主党は、大きな組織はありませんけれども、しっかりと

地域を見て、必ず皆様方の先頭に立って頑張れる政党だと私は信じております。しっかりと努力をしますので、変わらぬ支援を心からお願いを申し上げます。自由民主党を代表しての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



来賓あいさつ

町村長との結束を強固にして、 諸課題の解決に邁進



全国町村議会議長会会長 **蓬 清 二**

本日、「全国町村長大会」が、かくも盛大に開催されるに当たり、全国928の町村議会議長を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、町村長の皆様には、日頃から、町村行政の中枢にあつて、住民福祉の向上と地域の発展のため、日夜、献身

的なご努力と情熱を傾けておられますことに、心から敬意を表しますとともに、全国町村議会議長会の活動に対し格別のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、私が改めて申し述べるまでもな

く、昨夜、安倍総理大臣が衆議院の解散を明言しました。

思い起こせば、2年前のちよつと今頃、当時の民主党政権が解散を決め、師走の総選挙の結果、自由民主党が大勝し、安倍総理による政権が誕生しました。

それからの2年間、政府は、「アベノミクス」と呼ばれる積極的な経済政策を展開し、長きにわたるデフレからの脱却に成功しつつありますが、その一方で、消費増税による消費の減退、急速な円安の進行など危惧せざるをえない問題も発生しており、「消費増税」の是非を含んだ今後の経済政策のあり方が、総選挙の争点になると言われております。

しかしながら、長きにわたる景気の低迷や平成の大合併といった荒波に揉まれ体力を消耗したうえに、過疎化、少子・高齢化、人口流出といった人口減少社会の歪みにより、将来、その存続が困難となる可能性を指摘されている町村にとつては、経済政策もさることながら、現政権が最大の課題として取り組んでいる「地方創生と人口減少社会の克服」に向けた施策の推進こそが最も重要な争点であると考えます。

地方六団体も団結して、「必ずや地方の再生を成し遂げる」との覚悟をもってこの課題に立ち向かっている最中でございますので、解散総選挙によって、歩み始めたばかりの「地方創生」の動きが止

まることがないよう、その動向を注視していききたいと存じます。

次に、「東日本大震災からの復興」について申し述べさせていただきます。

先日、私は、東日本大震災の被災地を訪れました。

あの日、津波に襲われた町を眺めて改めて感じましたことは、震災から3年8ヶ月が経過した今日にあっても復興までの道のりはまだまだ遠いということにあります。

町からは瓦礫が取り除かれ、インフラ整備や復興住宅建設のための工事が急ピッチで進められてはいるものの、住環境の整備、産業・雇用の回復といった被災者の生活再建はまだ緒に就いたばかり

と言わざるを得ません。

特に、原子力発電所事故の影響により帰宅困難地域等を抱える福島県においては、汚染水対策や追加除染といった問題も相俟って、避難生活を余儀なくされている被災者の精神的負担は図りしれないものがございます。

これら被災者の皆様、仮庁舎での執務を続けている福島県下の7町村の役場が一抹の不安もなく故郷の地に戻り、「東北の再生」が成し遂げられるその日まで、町村議会議長会は惜しみなく協力する所存であります。

また、この場をお借りして、復興に向けて陣頭指揮を執られている被災町村長の各位の困難に果敢に立ち向かう姿勢にエールを送りたいと存じます。

私ども「町村議会」と皆様方「町村長」は住民に対する立場こそ違いますが、「町村を守る」「ふるさとを守る」との思いは共通認識であります。

これからも藤原会長の強いリーダーシップのもと、全国町村会の声が国政にしっかりと反映されることを願いますとともに、我々町村議会議長会も、皆様方との結束をより強固にして、町村における諸課題の解決に邁進して参る所存であります。

終わりに、全国町村会のさらなるご発展とご参集の皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、私の祝辞とさせていただきます。



町村への応援メッセージ

田園回帰と
都市・農村共生社会の創造を

明治大学教授

小田切 徳美

は、非常に歴史的なことだと思っています。

ご存知のように今年は東京オリンピック50周年、そして新幹線開業50周年です。もう一つ、おそらく50周年と言ってよいことがあります。実は「過疎」という造語は、1964年前後にできたと言われています。そういう意味で、今は、過疎発祥半世紀と考えてよろしいでしょう。

まさに半世紀がたった今、私たちは、その流れが反転して、田園回帰という社会的潮流を迎えています。これは若者をはじめ、都市の住民の一部が農山漁村に向かって動き始めている、という傾向を指しています。決してそうした「人」の移動だけではありません。最終的にはそのような形に結実する、国民の多様な農山漁村に対する「思い」や「関心」を指しています。

その点で、町村長の皆様に、今年6月の内閣府の世論調査の結果を是非見ていただきたいと思えます。内閣府のホームページの中で、かなり詳細な、年齢別、男女別の傾向を見ることが出来ます。

この世論調査は9年前の2005年と比較することが出来ますが、2014年の今年、農山漁村に定住したいという回答が21%から32%へ、

約11%増えています。しかも、注目していただきたい数字が二つあります。一つは若者です。20代の男性の、将来農山漁村に定住したいという人の割合が実に47.4%という数字です。もう一つは、実は最も大きく伸びているのが、30、40代の男性、女性です。若い20代ばかりがそういうことを言えば、一時的な動きであると思うところです。そうではなく、子育て世代が農山漁村に向かい動きを始めている。その傾向が内閣府の世論調査にはっきりと表れています。これをぜひ皆様方に数字としてご確認いただきたいと思えます。

こうした田園回帰傾向ですが、私たちはこれを大きな潮流として把握しています。ところがこの傾向自体はまだら傾向、ある町村には大変集中しているが、他の町村には必ずしも集中していないという傾向があります。あるいは、日本列島全体について言えば、西日本に集中して、比較的東日本まではその流れが伝わっていないという傾向があります。

しかし私自身は、この流れは間違はなく日本全体の動きになると思っています。なぜならば、50年前も同じことが言われました。「過疎と農業は西から変わる」。この田園回帰傾向はおそらく西から徐々に北上し

皆様、こんにちは。ただいまご紹介に預かりました、明治大学の小田切でございます。

本日は全国町村長大会のご盛会、おめでとうございます。皆様方とは、町村週報の紙面で3か月や4か月に一回お会いしておりますが、今日は直接、私の思いをお話しさせていただきます。

私は、この度、藤原会長、杉本経済農林委員会委員長の推薦で、「農

業・農村政策のあり方についての提言」をサポートする研究会の座長をさせていただきます。

その提言にかかわり、まず「田園回帰」についてお話しさせていただきます。今回の農業・農村政策提言の一つのキーワードとして使わせていただきました。本日の垂れ幕にも「田園回帰」とあります。このNH

Kホールに、「田園回帰」という言葉がこのような形で飾られているの

て、日本全体を覆い、とこのように考えています。

私たち全国町村会の「今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会」ではこの点に注目しました。こういった傾向をさらに全国に伸ばしていくために、そしてさらに農業・農村が輝くためにはどうしたらいいのか、かなり詳細な提言をしています。

この提言は、従来とは違う方法で作られました。この種の提言にはつきものですが、事務局だけが事前に書いていたり、あるいは有識者グループが書いたり、あるいは意味では議論は形式的なものであることが少なくありません。しかし、そうではなく経済農林委員会のメンバーの皆様と十分に話し合い、あるいは事務局とも議論し、私たち研究会内部でもしっかりと議論をするという、全国町村会をあげての協働作業、コラボレーションとしての提言ができあがりました。

その点で、改めてお手元にある提言書を、皆様が自らのものとして改めて捉えていただき、役場内で勉強会を開くなど、是非、認識を深めていただきたいと思います。もしお声があれば、私ども研究会のメンバーも全国に散って説明をさせていただきます。

きたいと思えます。あるいは皆様方と、この提言をさらに前進させるためにどうしたらいいのか、そういった場も作り、一緒に考えたいと思えます。

例えば、この提言書の中で、町村がそれぞれ光り輝くための農業・農村政策の手段として、「農村価値創生交付金」という提言もしています。これは今までの、農林水産省を中心とした、農村再生のための予算を、交付金という――丁度、今議論されているように――使いやすく、町村の現場にあった形に変えていくという内容でございます。しかし、これについては、その具休像をさらに詰めていくことが必要であります。そのため、今後皆様でも是非、議論していただきたいと思います。

提言にかかわり、もうひとつ申し上げたいことがございます。それは、この提言の中で、町村の「覚悟」という言葉が書かれています。例えば、先の交付金を立派に使っていくためにも、そして田園回帰する人々を受け入れるためにも、今まさに町村が自らを磨くことが必要となります。この、自らを磨くという、その覚悟を持って、さらに前進していただきたいと思えます。高い席から言うことではないかもしれませんが、私た

ちはそれを常に願っています。こうした形で、町村の行政と思いが前進することを、私たちは祈念しています。

そして、最後にもう一点申し上げておきたいと思えます。この提言のタイトルには「都市・農村共生社会の創造」という言葉を使いました。この枠組みが大変重要だろうと思えます。農村だけでなく都市も危機にあります。その中で、双方が自分達のことばかり考えれば、農山漁村では、例えば若者を呼び込むことだけに力を入れてしまい、高齢者をどこかに押し付けるといった発想になりかねません。つまり、「若者を奪い合って、高齢者を押し付ける」、そんな社会がこの日本の中にできる可能性もあります。そういった社会は決して望ましいことではありません。

むしろ、私たちが目指すのは、「都市なくして農村の安心なし、農村なくして都市の安定なし」という、両者が共生し、前進していくような社会です。そうした社会を、皆さんの力により、都市とともに、そして覚悟を持って創造していただきたいと考えています。 私たちもこのような、広い思いをもって提言書づくりに参加させていただきますました。そして、今後もこの

ような思いをもって、社会的な発言を続けたいと思えます。 本日のご盛会、本当におめでとうございます。



全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員（来賓挨拶をされた大臣等を除く）の方々が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は164名（本人出席者76名≡衆議院議員45名・参議院議員31名。代理出席者は88名≡衆議院議員51名・参議院議員37名。来賓の方々のお名前は次のとおりです。（敬称略・順不同）

本人出席者

（衆議院議員）

(45名)

（小選挙区）

中村裕之	北海道	岸信夫	山口	福山守徳	島	池田道孝	中国	あべ俊子	中国	小島敏文	〃	吉野正芳	〃	瀬戸隆一	四国	河野正美	九州	西川京子	〃	武井俊輔	宮崎	金子万寿夫	鹿児島	比嘉奈津美	沖縄	西銘恒三郎	〃	清水誠一	北海道	鈴木貴子	〃	藤原崇	東北	村岡敏英	〃	寺島義幸	長野	棚橋泰文	岐阜	谷公一	兵庫	竹下亘	島根	岩永裕貴	近畿	助田重義	〃	小松裕	北陸信越	中谷真一	南関東
------	-----	-----	----	------	---	------	----	------	----	------	---	------	---	------	----	------	----	------	---	------	----	-------	-----	-------	----	-------	---	------	-----	------	---	-----	----	------	---	------	----	------	----	-----	----	-----	----	------	----	------	---	-----	------	------	-----

代理出席者

（衆議院議員）

(51名)

（小選挙区）

若林健太	長野	渡辺猛之	岐阜	岩井茂樹	静岡	酒井庸行	愛知	倉林明子	京都	堀井巖	奈良	浜田和幸	鳥取	島田三郎	島根	磯崎仁彦	香川	三宅伸吾	〃	井原巧	愛媛	山本順三	〃	高野光二郎	高知	広田一	〃	山下雄平	佐賀	馬場成志	熊本	松村祥史	〃	長峯誠	宮崎	松下新平	〃	北村経夫	比例	柴田巧	〃	高階恵美子	〃	谷合正明	〃	横山信一	〃	上野通子	栃木	高橋克法	〃	吉良よし子	東京	武藤容治	岐阜	金子一義	〃	青山周平	愛知	三ツ矢憲生	三重	武藤貴也	滋賀	松浪健太	大阪	奥野信亮	奈良	石田真敏	和歌山	赤澤亮正	鳥取	平沼赳夫	岡山	加藤勝信	〃	中川俊直	広島	山本公一	愛媛	麻生太郎	福岡	三原朝彦	〃	山本幸三	〃	武田良太	〃	今村雅弘	佐賀	保利耕輔	〃	坂本哲志	熊本	園田博之	〃	金子恭之	〃	古川禎久	宮崎	保岡興治	鹿児島	小里泰弘	〃	新谷正義	北関東	小田原潔	北陸	永山文雄	北陸	吉川 起	東海	末吉光徳	九州	伊達忠一	北海道	長谷川 岳	〃	滝沢 求	青森	石井浩郎	秋田	中泉司	〃	大沼みずほ	山形	山本一太	群馬	大野元裕	埼玉	関口昌一	〃	古川俊治	〃	石井準一	千葉	豊田俊郎	〃	小泉昭男	神奈川	堂故 茂	富山	野上浩太郎	〃	滝波宏文	福井	羽田雄一郎	長野	大野泰正	岐阜
------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	-----	----	------	----	------	----	------	----	------	---	-----	----	------	---	-------	----	-----	---	------	----	------	----	------	---	-----	----	------	---	------	----	-----	---	-------	---	------	---	------	---	------	----	------	---	-------	----	------	----	------	---	------	----	-------	----	------	----	------	----	------	----	------	-----	------	----	------	----	------	---	------	----	------	----	------	----	------	---	------	---	------	---	------	----	------	---	------	----	------	---	------	---	------	----	------	-----	------	---	------	-----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	-----	-------	---	------	----	------	----	-----	---	-------	----	------	----	------	----	------	---	------	---	------	----	------	---	------	-----	------	----	-------	---	------	----	-------	----	------	----

（比例区）

（参議院議員）

(37名)

吉川 ゆうみ 三重
 辰巳 孝太郎 大阪
 世耕 弘成 和歌山
 鶴保 庸介 〃
 舞立 昇治 鳥取
 青木 一彦 島根
 石井 正弘 岡山
 中西 祐介 徳島
 三木 亨 〃
 大家 敏志 福岡
 松山 政司 〃
 福岡 資麿 佐賀
 金子 原二郎 長崎
 市田 忠義 比例
 衛藤 晟一 〃
 小池 晃 〃
 小坂 憲次 〃
 前田 武志 〃
 宮本 周司 〃
 「祝電メッセージ」
 (衆議院議員)
 (14名)
 (小選挙区)
 小泉 龍司 埼玉
 石原 宏高 東京
 小池 百合子 〃
 松本 純 神奈川
 前原 誠司 京都



▲大会にご臨席いただいた、竹下 亘 復興大臣

左藤 章 大阪
 小里 泰弘 鹿児島
 (比例区)
 石井 啓一 北関東
 若井 康彦 南関東
 漆原 良夫 北陸信越
 小池 政就 東海
 吉川 赳 〃

中山 泰秀 近畿
 中丸 啓 中国
 (参議院議員)
 (3名)
 森本 真治 広島
 山田 俊男 比例
 若松 謙維 〃



衆議院議長 祝電メッセージ

全国町村長大会の開催にあたり、衆議院を代表し一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、皆さまの行政区域内は勿論、日本各地で相次ぐ豪雨や火山噴火などの自然災害により、お亡くなりになられた方々に対しお悔やみを申し上げ、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。この間、それぞれの現地において救助、復旧活動にあられた地方自治体の皆さまのご尽力に敬意を表します。

日本の長寿少子化と働き手・後継者不足という現実、地方自治体の運営、特に産業基盤が充分でない町村においては、財政面に深刻な影響を与えています。そうした中、福祉や医療、教育、環境対策など、住民一人ひとりの生活に直結する多くの課題に対する町村民の希望は増加していると思えます。住民のこれらの要請に応え、なおかつ地域の活力を維持するため、町村行政の先頭に立ってご努力いただいている町村長の皆さまのご苦労は大変なものであることは、代議士一人ひとりが良く理解しています。現在の臨時国会では、安倍内閣が重要課題の一つとしている地方創生関連法案が衆議院で可決され、参議院で審議されています。人口減少の克服と東京圏への人口集中

の是正を図り、国民が各地域で安心して豊かに暮らせる社会を実現することは、今を生きる私たちは勿論将来の世代のためにも、解決しておかねばならない課題です。国民から選挙を通じて国政への主権を委ねられている私たち国会議員は、住民に最も身近な自治体である町村が独自の創意・発想により特色ある地域づくりができるよう、国が支援するための条件整備に引き続き取り組んでまいります。

地方分権が進み、地方行政の自由度、裁量度が増すにつれ、地方自治体の役割と責任はますます重要になります。地方自治の原点は、地方自治体の政策、特に国の平均的な基準を超える政策を決定する権利は、その財源もまた地方自治体の住民が負担するという義務とのバランスの上にあります。皆さまには、財源の譲与と不均衡の是正を目指すため、更なる議論、提案をされ、地域の有権者の理解を得ていただくよう、一層のご努力をお願いしたいと存じます。結びに、ご列席の皆さまのご活躍と地域の絆が更に深まることを願い、ご挨拶いたします。

衆議院議長 伊吹文明

参議院議長 祝電メッセージ

全国町村長大会の御盛会を心よりお慶び申し上げます。

それぞれの町村において、日頃重責を担っておられる皆様方が一堂に会し、地方自治の諸課題について総意を結集されることは誠に意義深いものと存じます。人口減少社会が到来した中、魅力ある活気に満ちた町村の存在こそ、我が国が将来にわたり活力を維持していくための大きな原動力になるものと存じております。地域の住民にとって、一番身近な自治体である町村において日夜御奮闘いただいております皆様方にこれまで以上の期待が寄せられております。

参議院といたしましても、長期的・総合的な観点から審議や調査活動を進め、地方自治振興のため引き続き全力で取り組んでまいります。結びに、本日の大会が実り多いものとなり、ますますよう祈念いたしますとともに、全国町村会の更なる御発展と御列席の皆様方の一層の御健勝、御活躍を心よりお祈り申し上げます。

参議院議長 山崎正昭

決議案 提案理由説明(行政委員会)

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

一つ目は、「地方分権改革を強力に推進すること」についてであります。

地方分権改革においては、本年度より「提案募集方式」が導入され、現在、地方からの提案事項について国・地方間で最終調整を行っております。この提案の多くは、地域自らの発想と創意工夫により解決策を見いだす観点から提案されているもの

であり、これを実現することは、地方創生の推進を図る上でも重要であります。

よって、可能な限り地方からの提案が反映されるよう求めるとともに、地域自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができ、引き続き強く求めるものです。

二つ目は、「道州制は導入しないこと」についてであります。

道州制の導入は、大都市圏への集中を招き、地域間格差が一層拡大するなどの理由により、私どもは一貫して反対して参りました。

現在、与党の動向は、これまで検討してきた法案を事実上白紙撤回し、新たな法案の国会提出を目指す動きが一部にあるようですが、先行きはなお不透明であります。

よって、引き続き、関係要路に訴えるため、道州制の導入について反対を求めるものです。



行政委員会委員長 大分県九重町長 坂本 和昭

三つ目は、「領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと」についてであります。

近年、我が国の領域内において、日本の主権に関わる事案が相次いで発生しております。国民生活や経済活動に大きな影響を与えるこれらの事案は、決して看過できるものではありません。

国の平和と国民生活の安全・安心

を守るという責務を国が果たすよう、国に対し、強力な外交交渉、適切な広報啓発活動、そして関係諸国に対して毅然とした姿勢で問題に臨むことを求めるものです。

以上三点について、満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

決議案 提案理由説明(財政委員会)

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に決議の一番目、「東日本大震災からの早期復興と全国的な防災・減災対策の推進」についてであります。

東日本大震災のいわゆる「集中復興期間」は平成二十七年までであります。復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じる必要があります。

国は、各種の特例措置・制度を延長するとともに、復興



財政委員会委員長 埼玉県滑川町長 吉田 のぼる

の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じるよう求めるものであります。

加えて、本年は広島市を襲った土砂災害、御嶽山の噴火災害等により多くの尊い命が奪われました。このように近年頻発する災害や今後懸念される巨大地震等に対応するため、全国的な防災・減災対策の強化が急務であり、その推進を求めるものであります。

第二に決議の四番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」についてであります。

私ども町村においては、何と云いましても命綱である地方交付税の総額確保は、最重要課題であります。

「歳出特別枠」及び「別枠加算」を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保することを求めるものであります。

ます。

第三は、決議の五番目、「来年度の税制改正」についてであります。

来年度の税制改正では、「償却資産にかかるとる固定資産税」をはじめ、「ゴルフ場利用税」「車体課税」など、とりわけ町村の財政に大きな影響を与える事項が検討の俎上に上っております。

町村にとりましては、いずれも極めて貴重な財源でありますので、「償却資産に係る固定資産税」及び「ゴルフ場利用税」を堅持するとともに、「車体課税」の見直しにあたっては、代替財源の確保を前提にすることを求めるものであります。

以上、三点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

決議案 提案理由説明(経済農林委員会)

私からは3点について、1)説明いたします。

会の実現」について申し上げます。

全国町村会におきましては、この9月、1年をかけて議論、検討してまいりました「今後の農業・農村政策

のあり方についての提言」をとりまとめ、公表いたしました。

そして、その提言につきましては、冊子にし、全国の町村長各位にお届けするとともに、農林水産大臣への説明をはじめ、国会議員、マスコミ等にも配布いたしました。

この提言を策定した動機は、新たな局面を迎えている農業政策の変革期と農村地域政策の重要な転換期を自覚する中から、持続可能な農業の確立と、豊かな農村の建設を目指し、これまでの受動的な町村から能動的な町村への決意を示すため、策定に取り組んだものであります。

その提言の核心となるものが「国



経済農林委員会委員長 福井県池田町長 杉本博文

と町村は国づくりの相棒となって、都市と農山漁村が共生する社会を創造しよう」というものであり、「農村は都市の安定のためにその多様な価値を壊してはならない」、また「都市は農村の安心のためにその機能が維持されなければならない」と訴えたものであります。

本大会においては、この提言の目指すべき社会の実現を期するため、また、我々町村長の実行への決意と覚悟を社会に示すため、本案をお願いするものであります。

次に、2点目の、「田園回帰の環境充実」について申し上げます。

これは、先の「共生社会の実現」とも関連しておりますが、近年、若者世代を中心に「農村の多様な潜在価値への評価」や「農業の多面的機能の再評価」が高まりを見せ、「人としての居場所がある農山漁村に行きたい」とする「田園回帰」の動きが顕著となっていることから、地方情報の発信体制の整備充実をはじめとした、農山漁村回帰への環境の促進を図るべく、本案をお願いするものであります。



全国町村会副会長 愛媛県松前町長 白石勝也

私は、特別決議についての提案理由を説明申し上げます。安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、人口減少対策など取り組んでいるところであります。これを受けて全国町村会では、いちはやく「人口減少対策に関する有識者懇談会」を設け、その提言に基づいて「地方創生の推進に関する提言」をまとめ、先般、石破大臣に提出したところであります。少子高齢化や人口流出など都市部に先駆けて極めて厳しい状況におかれている町村にとっては、新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開であり、課題の克服に向けては、国と地方が緊密に連携し、あらゆる政策を総動員し、強力に実行していく必要があります。

特別決議案 提案理由説明

3点目の「TPP交渉における利益の堅持、聖域の確保」につきましては、ここ数年来ご提案いたしておりますが、情報の開示がなされない中で交渉が加速している状況に、強い憂慮を示すとともに、国会決議を踏まえ、国民との約束を遵守する

よう、引き続き政府に求めるものがあります。以上、3点についてご説明いたしました。何卒、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

もとより、我々町村長は、自らが知恵を絞り、地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となってこれを実施していく決意であります。国においては、人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描き、構造的な問題に抜本的な対策を講じるとともに、町村が実施する施策について、様々な支援を行うことが不可欠であります。

な政策目標を達成できるよう、幅広く活用できる包括的な交付金を創設するとともに、地方財政計画において地方施策を拡充する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実することを求めます。最後に、町村が「総合戦略」等を策定するに当たっては、全国規模での様々な具体的・客観的データがわかりやすい形で提供される必要があり、また、これらの施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、町村には条件不利地域が多いことも十分考慮した適切な指標を工夫するよう求めるものであります。

はじめに、町村が全力で取り組む様々な施策を国は財政的にも制度的にも幅広く支援することを求めます。次に、町村が自ら設定した具体的な

町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。



決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPP交渉の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、地方分権改革を強力に推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
- 一、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興をはかること。
- 一、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、TPP交渉にあたっては、国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すこと。
- 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成26年11月19日

全国町村長大会

地方創生の推進に関する特別決議

安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとしている。この「地方創生」の取り組みは、少子高齢化や人口流出など極めて厳しい状況にある町村にとって、新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開である。

中でも、人口減少や超高齢化という我が国が直面する課題の克服に向けては、国と地方が緊密に連携し、あらゆる政策を総動員して、効果的な施策を強力に実行していく必要がある。このため、国においては、人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描き、構造的な問題に抜本的な対策を講じるとともに、町村が覚悟の上で実施する施策について、財政的・制度的な支援を行うことが不可欠である。

もとより、我々町村長は、自らが知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となってこれを実施していく決意である。

よって、「地方創生」の推進に関し、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられるよう強く求めるものである。

- 一、我々町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効に活用することにより雇用の場を増やし、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流をすすめるまちづくりに全力で取り組む。国は、町村が実施するこれらの施策を財政的にも制度的にも支援すること。
- 一、特に、町村が自ら設定した具体的な政策目標を達成できるよう、幅広く活用できる包括的な交付金を創設するとともに、地方財政計画において地方施策を拡充する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実すること。
- 一、町村が「人口ビジョン」や「総合戦略」を策定するに当たっては、全国規模での様々な具体的・客観的データが必要であり、所要の情報をわかりやすい形で提供すること。また、これらの施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、町村には条件不利地域が多いことも十分考慮した適切な指標を工夫すること。

以上決議する。

平成26年11月19日
全国町村長大会

大会議長

全国町村会副会長 三重県大紀町長

谷口 友見



大会司会者

全国町村会副会長 栃木県茂木町長

古口 達也



記者会見

大会終了後、記者会見を行う藤原会長(右から2人目)、古口副会長(右)、谷口副会長(右から3人目)、白石副会長(右から4人目)



全国町村長大会要望

1、東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化

東日本大震災から3年余が経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取り組みが行われているが、山積する課題の解決に向けて、国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

特に、福島第一原発事故の影響により、帰還が困難な被災者及び復興が遅れている市町村への支援を強化すべきである。

加えて、我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

I、東日本大震災からの復興

1、地域の主体性を生かした復興対策
地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に進めるよう、復興が完了するまでの間万全の予算措置を講じるとともに、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。

2、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者、避難者に対する医療・福祉サービスの安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援

を行うこと。

(2) 高齢者をはじめとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を講じること。

3、農林水産業の事業再開への支援及び商工業、観光業等の復興支援

(1) 被災地における農林水産業の復旧・復興を「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」によって着実に推進すること。

特に、壊滅的な被害を受けた水産業については、水揚げ量のさらなる回復について漁港や加工流通施設の復旧・復興の加速化をはかること。

また、農業については、農地・農業施設等の復旧はもとより、既往債務の減免や金融支援措置等のソフト面の支援にも万全を期す等、再生に注力すること。

(2) 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等を通じ、既往債務に対する積極的な買取りや資金需要への迅速な対応等、各支援策の拡充・強化をはかること。特に、被災した事業者の事業再生のために、産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の相互連携を強化すること。

4、公共施設等の復旧・復興

(1) 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行をはかるため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。

(2) 復興道路、復興支援道路の早期の全線開通をはかること。

また、公共交通確保の観点から鉄道の早期復旧についても、強力な支援を行うこと。

(3) 津波によって破壊された防波堤や防潮堤等のインフラ整備を着実に進めること。

(4) 被災した医療機関の施設・設備の整備等について、万全の財政措置を講じること。

(5) 地域の意向に沿った復興が計画的かつ着実に進めるよう、農用地区域の除外要件を緩和するとともに、農地転用許可の権限を町村に移譲すること。

(6) 所有者不明土地の財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切な管理を行えるようにすること。

(7) 住宅再建に向けた宅地造成について、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法及び森林法等にかかる手続きが市町村中心で行われるよう一本化し、土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組みを構築すること。

(8) 復興事業をより加速化させるため、都市計画法の市街化調整区域内及び文化財保護法の建築抑制区域内での開発・建築行為等について、一層の規制緩和を行うこと。

5、被災町村への財政支援
被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、必要な財政措置を講じること。

6、被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する

財政支援を継続すること。また、被災市町村における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。

II、原子力災害対策

1、原発事故の早期収束と廃炉の着実な実施
昨年閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束をはかることともに、廃炉にする6基の原子炉については廃炉工程表に基づき安全かつ着実に実施すること。

2、避難の長期化を踏まえた生活・健康面の支援
避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等にかかる避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講じること。特に、時間の経過とともに要介護者や震災関連死者が増加していることから、災害弱者である高齢者に対する支援を強化すること。

また、災害公営住宅を含めた長期避難者のための生活拠点の整備を促進させること。特に、災害公営住宅の整備にあたっては、避難者が安定した住環境を一日も早く確保できるよう、建設を加速化するとともに、建設にかかる人材不足・資材不足・入札不調等への適切な対応策を早急に講じること。

3、賠償範囲の再検討と賠償金支払いの迅速化

原子力損害の賠償にあたっては、自主的避難等対象区域から除外された福島県一部市町村の見直しを行うとともに、同等の放

射線量が計測される隣接県の市町村についても、その対象とすること。また、賠償金については請求手続きを簡素化し、支払を迅速化させること。

また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等の対応を徹底すること。

4、国の責任による除染の徹底と放射能による汚染廃棄物処理の加速化

(1) 町村が実施する除染については、住民が自ら行う除染も含め、国の責任で費用を措置すること。また、農地や森林の除染を加速化するとともに、農業用ダム・ため池の除染について万全の支援策を講じること。

なお、環境省の除染ガイドラインで除染対象外とされた農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とすること。

(2) 放射能による汚染廃棄物の処理を加速化するため、除去土壌等の仮置き場の確保、中間貯蔵施設及び減容化施設の設置については国の責任において実施すること。

(3) 放射性物質を含む汚染水問題については、「汚染水問題に関する基本方針」及び「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に基づき、根本的な解決をはかること。

特に、東京電力に対しては、あらゆるリスクを想定した即時対応可能な代替案の検討など、リスク管理の徹底を指導すること。また、国による監視体制を強化すること。

5、被災者に対する生活支援等の徹底

子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施対象となる地域の指定については、被災者の意見や地域の実状に十分配慮し、

真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

6、原発の安全規制等のあり方

(1) 原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すること。

特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。

(2) 原発の再稼働にあたっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

(3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策のあり方について科学的知見に基づき見直すこと。

(4) 有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅲ、全国的な防災・減災対策の強化

1、大震災等災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法」の一部を改正する法律、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災

対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山災害、大規模水害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

(3) 今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国防災・減災事業が確実に実施できるような財政措置を講じること。

(4) 東日本大震災のような大規模災害時に生じる災害廃棄物について、国による代行の仕組み、広域的な協力要請・財政支援の仕組みを充実・強化し、広域的な処理体制を確立すること。

(5) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。また、衛星携帯電話の整備等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(6) 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すこと。

2、地震・津波・火山噴火・集中豪雨の観測・監視体制の充実強化

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

3、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池等の整備を推進すること。

4、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

2、町村自治の確立

全国の町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源かん養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行や人口流出、それに伴う地域産業の衰退等、町村を取り巻く環境は依然として厳しく、安心した暮らしを営んでいけるよう、地方創生が喫緊の課題となっている。

こうした課題に適切に対応し、町村が発展し続けるために、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができるようにするための仕組みにしなければならぬ。

よって国は、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1、地方創生の推進

国全体のグランドデザインを描くとともに、地方の創生と人口減少の克服に向けた対策を強力に推進すること。さらに、人口減少・少子化に対する町村の取り組みを強力に支援すること。

2、権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小

- (1) 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- (3) 地方分権改革における「提案募集方式」について、可能な限り提案が反映されるようにするとともに、移譲する事務・権限の実施にあたり財源の不足が生じないように、人件費を含め必要総枠を確保し財源を移譲すること。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

- 3、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- 4、道州制は導入しないこと。

3、町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

町村が、自主性・主体性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実

情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を實質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(2) 個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

(3) 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別

町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

また、法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

- (4) 固定資産税の安定的確保
- ① 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。
- ② 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成27年度の評価替えにあっても、税収が安定的に確保できるようとする。

③ バブル期以降の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、土地の負担軽減措置等については、公平性、合理性等の観点から早急に点検・見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(5) 地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次にように、地方税財源の確保をはかること。

① 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーの活用や山村の元氣創造に取り組みができるよう、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築すること。

② 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

③ 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

④ 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

(6) 自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税の工口カー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

また、平成27年度からの二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、準備を進めているところであり、既に改正されている地方税法の規定のとおり、確実にを行うこと。

(7) 消費税10%時における軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の

重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

(8) ゴルフ場利用税(交付金)は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(9) たばこ税の将来に向かつての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税込総額に及ぼす影響等を見極めること。

(10) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(11) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。

(12) 軽自動車税に係る検査情報の電子データによる提供体制の構築にあたっては、町村の負担が過重なものとならないよう配慮すること。

(13) 固定資産税の賦課徴収事務の効率化に資するため、不動産登記情報等について、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

2. 地方交付税の充実強化

(1) 少子化対策、地域経済・雇用対策及び社会保障費の自然増に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、「歳出特別枠」及びそれに伴う「別枠加算」は堅持すること。

(2) 地方の創生と人口減少の克服に必要な

財源を安定的に確保する必要があることなどから、交付税率を引上げ必要な地方交付税総額を確保すること。

(3) 社会保障の充実や消費税引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増を含め、地方の社会保障関係費の自然増及び社会保険支出以外の経費の消費税引上げに伴う支出の増について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

(4) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(5) 交付税特会借入金償還については、財政健全化のため償還計画のとおり確実に行うこと。

(6) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、合併の有無にかかわらず、町村にとつて大きな課題であり、今後交付税の需要算定の見直しを行う場合には、単に合併市町村の財政状況のみに着目するのではなく、過疎、山村、離島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(7) 今年度の人事院勧告では、国家公務員給与の俸給水準の引下げ、地域手当の見直し等が示されたが、これにより地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるとともに、ほとんどの団体が地域手当の支給対象となっていない町村においては、公務

員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことを踏まえると、官民を通じて地域間格差が拡大し、アベノミクス効果の地方への波及に深刻な影響を与えかねない。また、地方交付税の減少だけでなく、近隣接市町村で地域手当に大きな格差が生じることにより人材確保も困難となる。こうした問題を踏まえ、地域経済の再生や町村の財政運営に支障を来さないよう十分配慮するとともに、地方と都市部の格差が一層拡大することがないよう適切な措置を講ずること。

(8) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」に変更すること。

(9) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず地方交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

(10) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

3. まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)の創設等

(1) 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」等を継続的に

大胆な規模で設けること。

(2) 交付金の創設にあたっては、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、都市と農山漁村の交流促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるようにすること。

(3) 地域の実状に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

4. 地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策の強化や地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるように、地方債の所要総額を確保することともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

(3) 平成27年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、地方公共団体が行う上・下水道、病院、防災・減災対策、学校教育施設、社会福祉施設の整備など住民生活に密着した事業に必要な地方公共団体金融機構資金の貸付利率の引き下げの財源として重要な役割を担っており、財政状況の厳しい地方公共団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、公営競技施設

行団体の経営状況にも配慮しつつ、その延長を図ること。

5、今後の地方公会計の整備促進に係る支援
今後の地方公会計の整備に関しては、町村の事務負担、経費負担を軽減するため、準備段階からの実務面の支援を併せて、統一的な財務書類等の作成に係る標準的なソフトウェアを開発し町村に無償で提供するなど、財政面における格段の支援措置を講じること。

4、国土政策と地域の元気創造の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないがとりわけ、相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも極めて重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、国土形成計画（全国計画）の改定にあたっては、人口減少の克服・地方創生の観点から、都市と農山漁村が交流し共生する社会の構築を目指し、「都市と農山漁村の

共生」を改定の重要な視点とするともに町村の意見を十分踏まえること。

2、都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、地域の自立を目指した産学金官の地域経済循環の促進等により、地域の元気を創造する町村を積極的に支援すること。

3、東日本大震災等を教訓とし、災害に強い国土づくりはもとより地方創生推進の観点から、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。

4、防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

5、交通政策基本法に基づき「交通政策基本計画」の策定にあたっては、公共交通空白地域や高齢者等交通弱者の多い地域の実情を踏まえるとともに町村の意向を十分に反映すること。また、交通に関する施策を実施するための必要な財政上の措置を講ずること。

6、地域公共交通のあり方の検討にあたっては、十分「交通政策基本計画」と整合性を図るとともに、地域交通の存続の危機に直面している町村の実情を踏まえ、事業者の確保をはじめ、交通ネットワークに配慮すること。また、「地域公共交通確保維持改善事業」については、補助要件の緩和を図るとともに、自由度の高いものとし、充実強化を図ること。

7、相続人が多数存在し、かつ、相続手続

きが一定期間（すくなくとも三世代以上）なされていない土地を、地域住民が生活していくうえで不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるような法の整備を検討すること。

5、空き家対策の推進

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化している。

こうした実態に鑑み、市町村が地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等のため空き家等対策を適切かつ円滑に実施できるよう、先般「空き家等対策の推進に関する特別措置法案（仮称）」が取りまとめられたところである。

この法律の早期成立を図るとともに、町村の空き家対策を実効性あるものにするため、財政面での十分な措置とともに対策を推進するための税制面での措置等が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講ずること。
2、同法案に規定する特定空き家等については、固定資産税の住宅用地特例の適用外とするなど必要な税制上の措置を講ずること。

6、環境保全対策の推進

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、政府の温室効果ガス排出削減目標に沿って、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

また、循環型社会への取り組みや廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。

よって、国は、次の事項を実現すること。
1、地球温暖化対策の推進

(1) 町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講ずること。

(2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2、循環型社会の構築
(1) 第3次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 全国各地でダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化している。このことから、廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金について当初予算において所要額を確保すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政支援措置を講ずること。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化はきわめて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講ずる

こと。

(5) 家電リサイクル料金を「前払い方式」に改めるとともに、市町村において処理困難な機械器具について、対象品目を追加すること。

また、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が回収した場合、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講ずること。

(6) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リ

サイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(2) 国外からの海岸漂着物については、原因究明とその防止策、監視体制の強化など外交上適切に対応すること。

7、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、災害に備えた医療提供体制等

病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講ずること。

特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

2、医師等の人材確保

(1) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等規制的手法の導入や一定期間過疎地域等への勤務義務付けなど診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

2015年度参加者募集中！ 自治体自立のための東京財団週末学校

市区町村職員を対象とした人材育成プログラム「東京財団週末学校」では、現在、2015年度の参加者を募集しています。地域をよりよくしたいという志ある全国の皆様のご応募をお待ちしています。



■募集要項

【期間】

2015年5月から11月の7カ月間、全10回の週末プログラム

【募集人数】20名（書類、面談により選考）

【応募資格】

自らの地域をよりよくしたいという強い想いを持ち、住民自治の実現に取り組む志を有するもの

自らの地域の課題解決に向けて、自ら行動する意志のあるもの

市区町村職員であり、5年以上の職員歴を有するもの。ただし、2015年4月1日時点で49歳以下のもの

所属する自治体の首長の推薦があるもの（特別な事情がある場合を除く）
全プログラムに参加することが可能なもの



【費用】参加費：10万円

東京や米国ポートランドへの交通費、宿泊費は東京財団が負担

【応募締切】2015年2月20日（金）

◎詳しくは、ウェブサイトをご覧ください
<http://tkfd-shumatsu-gakko.jp>

（東京財団週末学校）で検索



■校長メッセージ

いまこそ自治体の自立を！
自立した自治体とは、何よりも住民の意思に基づいて自らの方向性を決めることができる自治体です。地域に豊かな自治を育て、地域にある資源や人材をもう一度徹底して生かしてこそ、地域の再生も可能になるでしょう。お金やエネルギーなどが地域で回る仕組みも重要です。これらを進めるには、自分の地域を外から見つめ直せる幅広い視座と柔らかな感性、さらに、自治を創る強い意思を持つ必要があります。

自治体職員は「前例に従って」「他市と歩調をそろえて」「国・県の指示どおりに」という3つの意識を捨て、住民の中へ積極的に飛び込み、地域のために何をするか自分の頭で考えることが大切です。自ら考え、住民や議会と対話でき、首長と共に積極的に行動できる職員なしには、自立した自治体を創ることはできません。

東京財団週末学校は一人ひとりの自治の視点を確かなものにしめます。そして、優れた地域づくりの現場を見て何かを感じ、自らの地域に生かすことのできる想像力と構想力を磨きます。権力者やエリートが見つけた「正解」からではなく、様々な住民の「想い」から出発し、対話と合意によって進めていく新たな地域づくりをチャレンジしようではありませんか。

東京財団週末学校校長、東京財団上席研究員
福嶋 浩彦（元我孫子市長）

■お問い合わせ

東京財団週末学校

（担当：稲垣、石川、佐藤）

（電話）03-162269155003

（Eメール）shumatsu-gakko@tkfd.or.jp

(2) 医学部の新設や定員増により医師養成数を大幅に増員する等医師確保対策を強力に推進するとともに、地域医療を担う医師の養成と地域への定着をはかるための方策を講じること。

(3) 看護師、助産師、保健師、栄養士等専門職の養成・確保をはかることにも、就労環境の整備等を促進し定着化をはかること。

3、自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化をはかるため一層の財政支援措置を講じること。

(2) 医師標欠及び看護職員の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を講じること。

(3) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するにあたっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

4、へき地医療の充実・確保

中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、総合診療医の養成・確保をはかり、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備・運営等により地域の実情に合ったへき地保健医療対策を推進すること。

5、救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進することにも、十分な財政支援を講じること。

6、在宅医療等の推進

(1) 地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護の連携強化・機能分化をはかった上で、在宅医療・訪問看護を推進すること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保をはかること。

7、がん検診の推進

がん検診推進事業については、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

8、予防接種の推進

おたふくかぜ、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、ロタウイルスワクチンについても定期接種の対象とするための検討を早急に行うこと。

9、新型インフルエンザ対策の推進

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知をはかること。

(2) まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分支援すること。

10、感染症対策の推進

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のタニ類を媒介とする感染症について、感染予防策を講じるとともに、感染防止に関する啓発を推進すること。

8、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」をより一層推進するとともに、子育ての価値、魅力について啓発活動を積極的に行うなど、次の事項を総合的に推進すること。

1、乳幼児等医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費に対する助成について、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

2、子育て支援の充実

(1) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、税と社会保障の一体改革の方針に基づく「子ども・子育て支援新制度」の実施に向けて、既に確保されている0.7兆円に加え、0.3兆円超の財源を確保すること。

(2) 二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

9、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営み、積

極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」については、認定事務を行う町村職員及び認定業務に携わる認定調査員が、客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう、研修等により資質の向上をはかること。

2、知的障害者や精神障害者について、「コンピュータ」による「障害支援区分」の一次判定が低く判定される傾向があることから、精度を高めるよう必要な措置を講じること。

3、地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算総額を確保すること。

10、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。そのため、利用者が出来る限り住み慣れた地域で、安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等

での運営を推進するなど広域化をはかること。

また、サービス提供が困難な地域の解消のため、新たな支援策を検討すること。

2、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講ずること。

3、財政運営の充実

(1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、これを外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4、低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講ずること。

5、介護報酬の改定にあたっては、保険料に及ぼす影響に留意するとともに、給付と負担の均衡に配慮すること。

6、NPOやボランティア、民間企業等の参入が困難な現状に鑑み、新しい総合事業に関する指針を作成する際は、町村の意見が十分に反映されるよう考慮すること。

7、一定以上の所得者の利用者負担の引き上げ及び高額介護サービス費の負担限度額の引き上げに伴い、新たに生じる所得判定など、町村の事務負担が過大とならないよう、実務面について配慮すること。

8、介護サービスの基盤整備

(1) 中山間地域や離島等においても介護サービスが適切に提供できるよう、訪問介護員、介護支援専門員等人材の育成・確保

をはかること。

(2) 地域の介護ニーズに対応するため小規模施設（定員29名以下）等の整備を推進している介護基盤緊急整備等臨時特例交付金は、国の責任において継続すること。

9、地域区分の設定にあたっては、地域の実情を踏まえ、町村の意見を確実に反映すること。

10、身体障害者療護施設等について、施設所在町村の負担にならないよう、住所地特例の対象とすること。

11、医療保険制度の一本化の実現等

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料（税）負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっており、これ以上の保険料（税）の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについて、もはや限界に達するなど困難な状況となっている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、さらに厳しい運営を強いられる虞れがある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、

公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2、国民健康保険の安定運営の確保

(1) いわゆる「プログラム法」における都道府県を保険者とする方針を踏まえて改革を推進するにあたっては、以下の点に留意すること。

① 財政上の構造的問題を解決することが喫緊の課題となっているため、社会保障・税一体改革において税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施すること。

併せて、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること等により更なる財政基盤の強化を図り、将来に亘って持続可能な制度とすること。

② 都道府県が保険者となるにあたっての都道府県と市町村の役割分担については、都道府県単位化の利点を活かす事務の効率的な運営が可能となるものとする。

③ 保険料の設定にあたっては、受診機会の相違等による医療費水準の格差や保険料徴収に関する取り組みの相違を反映させること。

(2) 平成27年度から実施される保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴い、町村の拠出超過が更に増えることが懸念されるため、都道府県調整交付金の配分ガイドラインに沿って都道府県が調整機能を十分発揮できるよう必要な支援を行うこと。

(3) 乳幼児や重度障害者への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫

負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止し、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講ずること。

(4) 特定健診・特定保健指導の実施率による後期高齢者支援金の加算・減算措置を廃止すること。

(5) 社会保障・税番号制度の利用範囲を拡大し、被保険者資格の適用適正化を推進するなど被保険者の利便性の拡大と事務の合理化を実現すること。

3、後期高齢者医療制度の安定運営の確保
(1) 後期高齢者医療制度は定着しており、必要な見直しを行う際は地方と十分協議を行うこと。

(2) 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減等を継続するのであれば、平成27年度以降も国の責任において万全の措置を講ずること。

4、その他

(1) 消費税の引上げに伴う「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」について、市町村の事務負担に配慮するとともに、給付に要する費用については、全国に責任において措置すること。

12、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかっていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、耐震化事業等の推進

(1) 児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、災害発生時の地域住民の避難場所としての機能を強化するため、義務教育施設等の耐震化事業及び防災機能強化事業等を促進すること。

(2) 地震防災対策特別措置法において、倒壊の危険性がある構造耐震指標（Is値）0・3以上0・6未満の施設の補強について、0・3未満の施設と同様の補助率とする。

(3) 津波対策として学校施設を高台移転する際は、学校施設の応急避難所としての重要性を鑑み、集団移転促進事業との関連の有無にかかわらず、すべて津波避難対策緊急事業の対象とすること。

2、義務教育の充実改善

(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

その際、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分配慮すること。

(2) 教員が子ども向き合つ環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級が全国的に推進されている実態を踏まえ、複式学級を含む学級編成及び教職員定数の標準を引き続き見直すこと。

(3) 普通学級に在席する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実をはかること。

(4) 小学校における外国語活動や、中学校における外国語教育において、ALT等を

積極的に活用できるよう、JETプログラムをはじめ民間委託等について適切な措置を講じること。

(5) 学校司書の配置を促進するため、配置単価の引き上げ等、必要な財政措置を講じること。

3、国は耐震化のほか、老朽化対策や空調整備などの町村が実施を計画している事業について、確実に執行できるようにすること。

4、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金を拡充するとともに、離島高校生就学支援費に加え、高校通学が困難なすべての地域における生徒の通学費、住居費も対象とすること。

(3) 教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。

13、農業・農村対策の推進

我が国の農村は農業所得の減少や地場産品の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

よって、国は地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項を実現する

こと。

1、今後の農業・農村政策について

農村は、食料の供給や国土の保全などの役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップなど新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、国と自治体の連携・協力（パートナーシップ）の強化のもと、都市と農村が共生できる社会を創造するため、今後の農業・農村政策として、以下の点を実現すること。

(1) 国と自治体の役割分担の明確化や政策について検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けること。

(2) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充させる「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

2、国益と現場の声を踏まえた農業交渉の展開

(1) 農林水産物の関税や金融・医療等の非関税障壁を撤廃するTPP協定は、農林水産業だけでなく、地域経済や国民生活、食の安全・安心にも甚大な影響を与えることが懸念されるので、交渉にあたっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこと。

とりわけ、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保については、国会における決議（TPP協定交渉参加に関する決議）等を踏まえ、国民との約束を守る

よう万全を期すこと。

(2) WTO農業交渉については、今後とも、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開することにも、地域の産業・経済が崩壊することのないよう、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

(3) 各国と個別に行われるEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう十分配慮しつつ、取り組むこと。

また、日豪EPAについては、生産農家をはじめ関連産業及び地域経済に影響を及ぼすことのないよう、政府を挙げて全力で対策を講じること。

3、新たな農政改革について

「農林水産業・地域の活力創造プラン」にかかる施策の実施にあたっては、条件が不利な地域が存在等、生産現場の実態に十分配慮し、我が国の農林水産業及び農山村の再生・活性化をはかること。

(1) 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）について

町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援を講じること。また、資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地を対象とすること。

(2) 農地中間管理機構について

町村に業務を委託する場合には、業務が過大とならないよう配慮することともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。

と。また、機構に農地を貸し付ける地域に支援する機構集積協力金については、国において所要額を確保すること。

(3) 米の需給と経営安定対策
26年産米については、生産者が営農を継続できるよう、収入減少影響緩和対策(ナラシ)及びナラシ移行のための円滑化対策にかかると必要な財源を確保する等、適切な措置を早急に講じること。

また、主食用米等の需給と価格の安定のため、総合的・継続的な対策をはかることも、担い手の経営安定のため、生産調整の見直しと連動する収入保険制度の早期創設等、万全なセーフティネット対策を講じること。

4、「食料・農業・農村基本計画」の見直しについて
「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、多様な地域の実態を重視し、食の安全・安心に対する関心を踏まえ、農業・農村の再生に向けて安定した政策を確立すること。

5、地域農業の再生
(1) 農業農村整備の充実・強化と負担金の軽減
農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、重点的に予算を確保するとともに、同事業の負担金償還にかかる農家や地元町村の負担軽減措置を講じること。とりわけ、東日本大震災で浸水した農地の除塩や損壊した用排水路等の復旧を引き続き強力に推進すること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保
地域農業の担い手の育成・確保にあつては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、青年就農給付金については、新たに農業を志す人がすべて給付対象となるよう必要な財源を確保すること。

(3) 野生鳥獣被害対策の拡充
① 野生鳥獣による農作物等の被害は経済的損失にとどまらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因ともなる。このため、生息数を適正規模に減少させる管理を一層強化すること。

② 鳥獣被害防止総合対策交付金については必要な財源を確保すること。
また、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策については、各地域で効果ある方策を講じられるよう補助対象要件の緩和を行うとともに、被害が深刻化・広域化していることから継続し拡充すること。

③ 狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。
④ シジミ工料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

(4) 農地制度の見直し等について
① 農地転用許可の権限については、大臣許可・協議を廃止し、町村に移譲すること。また、都道府県農業会議の意見聴取の義務付けは廃止し、地域の実情を踏まえ、必要に応じて許可権者が意見を聴取するものとすること。

② 農用地利用計画にかかる都道府県との協議・同意を廃止すること。
③ 農業委員会の見直しにあつては、関係者の意見を踏まえ検討すること。

(5) 飼料・畜産対策の推進

「地方成功人材のマッチングによる土日集中セミナー」 参加者募集(一般財団法人地域活性化センター)

当財団が蓄積してきたセミナー開催のノウハウを活かし、地域づくりに関心がある人々の幅広いニーズに対応するため、地方の成功モデルを構築した複数の講師の「コラボレーション」のもと、平日に参加が難しい参加者をターゲットに、土日集中セミナーを年8回開催しております。全国の皆様のご応募をお待ちしています。

第8回概要

【日程】平成27年2月21日(土)、22日(日)

【テーマ】「農村と企業のコラボによる農村活性化」農村はビジネスチャンスの宝庫」
NPO法人えがおつなげの曾根原久司氏とともに都市と農村がつながることで生まれる新たな可能性について学ぶ。

第6回概要

【日程】平成27年1月24日(土)、25日(日)

【テーマ】「藻谷浩介氏と語り合う『里山資本主義』の今とこれから」
藻谷浩介氏と「里山資本主義」の実践者である中島浩一郎氏、「里山資本主義」の現場を数多く取材してきたNHKプロデューサーの井上恭介氏が語り合い、持続可能な地域づくりについて考える。

第7回概要

【日程】平成27年2月7日(土)、8日(日)

【テーマ】「やねだん東京塾」冬の陣」
やねだんの地域づくりの秘訣、やねだん故郷創世塾での人づくりについて代表の豊重哲郎氏、故郷創世塾講師、卒塾生らが語る。

【お問い合わせ】
地域活性化センター クリエイティブ事業室(担当:岡野、長門)
(電話) 03-52202-6134
(Eメール) creative@icrd.jp

【会場】日本橋プラザビル会議室ほか(東京都中央区日本橋)

【対象者】地域活性化に熱意のある方 ※詳しくは、センターHPをご覧ください
やち (http://www.icrd.jp/)

【受講料】3万円(大学生1万円)
※各種割引制度あり
研修会場までの旅費、宿泊料、飲食代などは受講者各自の負担

① 地域の畜産業に壊滅的な打撃を与え

る口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及びBSEについては、国の責任において感染経路や発生原因を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じること。あわせて、これらの伝染病に伴う風評被害等により畜産関連事業者等が被る損害についても、国が補てんする制度を創設すること。

② 配合飼料の価格安定をはかるとともに、飼料用米などの国産飼料の生産拡大を推進するための条件を整備し、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

(6) 生産コストの低減

水田・畑作と畜産の連携強化によるたい肥生産の増大や省力・省エネ機械の開発普及を推進することも、農家のリース経費を軽減する農畜産業機械等リース支援事業を拡充し、生産コストの低減をはかること。

また、燃油価格高騰緊急対策及び軽油引取税の課税免除措置を継続すること。

(7) 生産資材確保への支援対策の強化・拡充

平成25年度の大雪による被災農業者向け経営体育成支援事業については、被災農業者の農業経営の維持のため、次年度も事業継続すること。

(8) 農業技術の開発の推進

地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を推進すること。

また、遺伝子組み換え技術を活用して開発した農畜産物の普及にあたっては、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

と。

6、農山漁村の活性化と都市との共生・対流等

(1) 農山漁村と都市との共生・対流の推進と地域コミュニティの再生

農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進や地域コミュニティの存続が重要な役割を果たすので、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生に対する総合的な対策の拡充をはかること。

また、農山漁村と都市の教育交流の強化をはかるため、「学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に関する法律案」の早期成立をはかること。

(2) 移住促進にかかると一元的なマッチングシステムの構築

移住希望者の利便性の向上及び移住促進のため、地方の多様な求人に関する情報をはじめ、住居・教育・医療・福祉等の生活関連情報を一元的に発信する仕組みを構築すること。

(3) 食の安全・安心の確立と消費者の信頼確保に向けた取組の強化

世界的な食料需給のひっ迫や偽装表示問題等を受け、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制の強化や原料原産地表示品目の拡大などをはかるとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

(4) 農業・農村の6次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

(5) 国産農林水産物の消費拡大と食育の推進
食の多様化、外部化など環境が変化する中で、国産農林水産物の消費拡大や食育の推進にあたっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数引き上げや魚食普及活動の実施など、効果的な方策を講ずること。

(6) 国内農産物の輸出促進

品質に優れた国内農産物の輸出促進については、海外の市場情報の提供や輸出にかかる環境整備、輸出経費の支援策を講ずること。

また、福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、または証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、簡易かつ安価で放射性物質を検査する方法を開発することも、関係国に対して正確な情報を適宜・迅速に提供すること。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進等

「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政措置を拡充すること。また、地域の農地利用の実態に即した規制緩和をはかること。

14、林業・山村対策の推進

森林地域に立地する林業や山村地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水

源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化や林業従事者の減少、間伐の遅れによる森林荒廃等が長期化し、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、魅力ある地方を創生するためには、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進む山村地域に産業と雇用を生み出すことが重要である。

また、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進し、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

(1) 森林吸収量の確保に向けた森林整備や路網整備を強力に推進することも、山地災害や津波被害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策をはかるため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

なお、森林整備事業においては、搬出簡便要件の弾力化等、現場の実態に即した運用をはかること。

(2) 森林境界の確定に向けた取り組みを強化するとともに、里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

(3) 深刻化しているシカ等の野生鳥獣被害に対し、生息状況等を踏まえた森林被害対策を拡充すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を

防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(4) 外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林取得に係る市町村長への届出制度の実効性確保に努めるとともに、貴重な森林資源や水資源を守るため、引き続き有効な対策を検討する。

(5) 一の町村内で完結する私有保安林であって、町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、公益上の理由による解除として取り扱うことができるよう基準を明確化すること。

また、指定解除に係る申請処理の手続き上の迅速化・簡素化をはかること。

(6) 相続未登記等により所有者の合意形成がはかれず、分収林契約の変更手続きが困難となっている実態を踏まえ、分収林特別措置法の改正を含め、適切な措置を講じること。

2、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

(1) 林業・木材産業の成長産業化を実現するため、今年度で終了する森林整備加速化・林業再生基金事業を拡充・延長するとともに、助成対象施設の拡大をはかること。

(2) 国産材の安定供給体制を確立するとともに、国産木材の乾燥促進や集成材等の高次加工等、木材の品質向上をはかること。

(3) 公共建築物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を拡充すること。

(4) 森林の荒廃が進んでいる条件不利地域等においては、森林整備にかかる森林所有者の実質的な負担を求めない措置を早急に講じること。

(5) 木材需要の喚起と拡大をはかるため、C-LT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発・普及を促進するとともに、木材利用ポイント制度の継続や間伐材等の利活用の促進、木質バイオマスにかかる技術開発及び施設整備への支援を強化すること。

3、担い手の育成と経営改善

(1) 林業への就業者に対する支援措置を強化する等、「緑の雇用」関連事業の拡充をはかること。また、森林施業プランナーやフォレストラー等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。なお、林業普及指導員の資格については、地域の実情に精通している町村職員にも付与すること。

(2) 公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

4、山村地域の振興

(1) 山村振興法の延長・拡充

平成27年3月末で期限切れとなる山村振興法を延長するとともに、山村地域の現状及びその果たす役割に即し、産業基盤や生活基盤の整備など、その内容を拡充すること。

(2) 林業・山村の6次産業化の推進

森林、林産物、景観等の地域資源の活用

による林業・山村の6次産業化を推進し、就業機会の創出、所得の増大と定住の促進をはかり、山村地域を再生・活性化させること。

(3) 山村の多面的機能の発揮と活性化の推進
森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政措置を拡充すること。

(4) 生活環境基盤の整備

平地に比べ整備水準が低い道路、上下水道、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実はかり、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

5、森林吸収源対策のための財源確保

温室効果ガスを吸収する機能が極めて大きい森林の機能を今後とも維持するためには、町村段階における森林の管理・整備が不可欠であることを適切に評価し、石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途に森林吸収源対策を加えるとともに、税収の一定割合を森林面積に応じ町村に譲与すること。

6、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

TPP交渉においては、合板等の国内林産物の生産減少が懸念されるため、林産物の関税を維持すること。

また、違法伐採された木材の輸入に対する国内の監視体制を強化すること。

7、森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

(1) 公有林等における森林整備の促進に要

する経費や集約化に要する経費等に対する「森林・山村対策」や移住者の受入対策や森林管理、水源維持等に要する経費等に対する「国土保全対策」の拡充をはかること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

15、水産業・漁村対策の充実

我が国の水産業は、魚価の低迷や、燃油価格の高騰、高齢化や担い手の高齢化等極めて厳しい環境にある。

また、東日本大震災からの復興や原子力災害に伴う水産物への影響も大きな課題として残されている。

一方、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「水産日本の復活」を掲げ、水産業の成長産業化に向け、漁業者の所得・経営力の向上を図るため、地域の特性や資源の状況を踏まえた資源管理に取り組むこととしている。

よって、国は水産業・漁村を一日も早く復活・再生させるため、次の事項を実現すること。

1、東日本大震災に対する強力な復旧・復興支援

東日本大震災に対する復旧・復興については、被災した地域が我が国水産業にとって重要な地域であることから、水産基本計画に従い着実に実施すること。

とりわけ、漁港や漁船、加工流通施設等

の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ、目標数値の上積みなど柔軟かつ強力に推進すること。

2、漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営安定対策事業に必要な財源を確保するとともに、法律に基づき恒久的な制度とすること。

(2) 漁業経営安定対策の中核となる漁業共済制度については、漁業者に有利となるよう基準収入の算定方法を見直すこと。

(3) 漁船等を取得する際の無利子資金、無担保・無保証人の融資制度を拡充するとともに、「近代化資金」及び「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長をはかること。

(4) 漁業用軽油引取税の課税免除措置を継続すること。

また、燃油・飼料価格の高騰による影響を緩和する「漁業経営セーフティーネット」における特別対策を引き続き実施するとともに、迅速かつ機動的な運用をはかること。

(5) 漁村の内外から漁業への多様な就業経路を確保するため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充をはかること。

3、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき漁港の耐震化や長寿命化対策等、災害に強い水産基盤整備を着実に推進するとともに、藻場・干潟の保全・造成による水産環境整備等に必要な財政措置を講じること。

(2) 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的な機能を発揮するための活動に対する財政

措置を拡充すること。

(3) 水産業・漁村の6次産業化の推進にあたっては、特産品等の開発による地域ブランド化、水産直売所の開設やインターネット販売への取り組み等に関する手法の開発や財政面の支援を拡充すること。

また、産地と消費地の流通の目詰まりを解消し、消費者のニーズに適合した国産水産物の流通を促進するとともに消費の拡大をはかること。

(4) 防潮堤・防波堤の見直し等海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加するとともに、へい死魚類の処理に対する助成制度を創設すること。

(5) 漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

4、水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本計画を踏まえ我が国周辺水域における資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮に対する被害を初期段階で軽減するための対策を確立するとともに、養

殖業者の経営再開を支援する措置を講じること。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めるとともに、放流したさけ・ますの帰還率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(4) 限りある水産資源を守り、漁業秩序を確立するため、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取り締まりの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講じること。

(5) 外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

5、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1) 水産物に関する各国との貿易交渉等においては、水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指し、我が国水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引き下げや、輸入割当制度（Ｑ制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

とりわけ、ＴＰＰについては、水産物関税を維持するとともに、漁業補助金における政策決定権を維持すること。

(2) 資源が減少しているマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを我が国が主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

また、カツオの資源管理については、科

学的検証に基づいた国際的な資源管理体制を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築をはかること。

(3) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかる観点から、南極海の鯨類捕獲調査をはじめ、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

6、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、藻場・干潟の造成や磯焼け被害に対する対策、並びに、磯焼けの発生メカニズムに関する調査・研究を強化するとともに、漁業者やNPO等が各地域において行う藻場・干潟の保全活動等への支援を拡充すること。

(2) 町村が行っている漁港、海岸、海浜の清掃等の環境美化活動に対する支援策を講じること。

(3) 漁業系廃棄物の再利用を一層推進するとともに、処理・再生体制を整備すること。

特に、漁港等に放置等されているFRP漁船等については、東日本大震災で明らかになったように津波により漂流物化し、災害を拡大する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急を実施すること。

7、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の安全・安心を確保するため、HACCP（危害分析・重要管理点）やトレーサビリティシステムを導入して衛生管理体制を強化する水産加工場等に対する支援を積極的に行うとともに、輸出の拡大に注力すること。

また、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行われるよう措置すること。

(2) 魚食の普及にあたっては、これまでの取組に加え、食育の一環として学校給食における魚食の拡充をはかること。また、水産物や加工品の輸出をより一層促進するため、海外市場開拓に向けた環境整備をはかること。

(3) 水産物の放射性物質に関する検査体制を拡充・強化し、その結果を迅速に国内外に向け開示し、風評被害の払拭に努めることともに、輸出向け水産物については、放射性物質に関する検査証明書の迅速な発行に努めること。

16、道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、道路の整備促進

(1) 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡

ある道路網の整備を推進すること。

2、河川等の整備促進

(1) 治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施にあたっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

また、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮することともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

(2) 整備が立ち遅れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

3、水道施設の整備促進

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進すること。また、再構築事業に対する財政支援の仕組みを構築すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実・強化すること。また、簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を窮迫させているため、補助率の引き上げを含め補助制度を拡充することともに、統合簡易水道への交付税措置の継続・拡充、高料金対策に要する経費における繰出基準の緩和をはかること。

4、汚水処理施設の整備促進

(1) 整備が立ち遅れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じること。

17、地域商工業振興対策等の推進

我が国の経済は、これまでの長期にわた

る景気の低迷から緩やかに回復しているものの、地域の隅々にまで景気の回復が行き渡る状況には至っていない。

よって、国は、地域に雇用を生み出すなど、魅力あふれる地方を創生するため、地域商工業のさらなる振興に向けて次の事項を実現すること。

1、地域商工業対策の拡充

(1) 地域の経済や雇用を支える重要な存在である小規模事業者の活力を最大限に発揮させるため、小規模企業振興基本計画を着実に実施すること。

(2) 中小企業の事業継続と雇用を守るため、資金需要への機動的かつ迅速な対応をはかるため信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

(3) 地域経済の中核を担う農林漁業や中小企業による新たな取り組みである農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(4) 地域中小小売店の振興や地域コミュニティを担う商店街の活性化をはかるため、農商工連携の推進、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行など商店街や小規模企業に対する支援の拡充をはかること。

2、地域産業の育成と工業等の導入促進

(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進や地域の潜在能力を結集した地域イノベーションの創出をはかること。

(2) 農林漁業の6次産業化が進展していくことを踏まえ、「農村地域工業等導入促進法」については、対象業種の拡大をはかることともに、税制・金融上の優遇措置を拡充すること。

(3) 地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興をはかることともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。

3、消費者行政の推進

(1) 消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大を防止するため、消費生活センターの設置や相談業務に取り組み町村への財政措置を拡充することともに、地域の見守りネットワークづくりなど消費者行政の体制整備を強化すること。

(2) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充することともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

18、雇用対策の推進

地域経済には回復の兆しが見られるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況において、地域における魅力ある多様な就業機会を創出するためには、今後、国と地方が連携し、地域の実情に応じた実効ある雇用施策を強力に推進することが不可欠である。

そのため、「雇用創出の基金による事業」について、要件の緩和など弾力的な活用を可能にすることともに、基金を拡充し、事業期間の延長を行うこと。

19、観光施策の推進

観光立国、地方創生の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進し、それぞれの地域が、豊かな自然、文化や歴史など、特色ある観光資源を活用できるよう、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。特に、東日本大震災を始め、台風・豪雪等の被害にあった被災地の復興を支える観点からも国による積極的な対応が不可欠である。

また、2020年にオリンピック・パラリンピックを東京で開催することとなったが、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、日本全体に行きわたるようにするためには、国による積極的な対応が求められる。

- よって、国は、次の事項を実現すること。
 - 1、2020年のオリンピック・パラリンピック開催にあたって、海外からの観光客や選手が多くの地域を訪問できるように体制を整備するとともに、キャンプ地を全国に分散させるよう配慮すること。
 - 2、観光客数拡大に向けた取組みの推進
 - (1) 国内観光の活性化をはかるため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開すること。
 - (2) 訪日旅行者の誘客をはかるため、海外で先導的なプロモーションに取り組むこと。
 - (3) 訪日外国人旅行者の安心感につながる、正確かつわかりやすい情報を発信すること。
 - (4) 出入国管理・査証発行体制整備等、着

実な取り組みを進めること。

(5) 日本の宝ともいふべき観光資源が多数被災していることから、修復には国としても全力で取り組むこと。

(6) 原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

(7) 滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

(8) 観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。

(9) 国内旅行需要創出のための環境整備をはかるとともに、連続休暇の取得促進について広報活動等を強化すること。

(10) 地域の雇用維持・確保につながる、産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。

(11) 公共交通機関との連携に向けた取り組みを支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

(12) 地域特性を生かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承をはかるための施策に対し、支援を強化すること。

20、町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、大規模災害対策等の推進

(1) 消防救急無線・防災行政無線のデジタル化等消防防災設備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

2、高度救命処置用資機材を備えた高規格救急自動車の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

3、消防用の船舶等の用に供される軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免税措置を継続すること。

21、暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

1、総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。

2、行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

22、情報化施策の推進

すべての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、社会保障・税番号制度の円滑な導入

(1) 番号制度の導入・運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティについて万全の対策を講じること。

(2) 通知カードの送付及び個人番号カードの交付について、国は事務手続き等のガイドラインを早急に策定し、市町村に示すこと。

(3) 個人番号の付番・通知にかかる事務及び個人番号カードを交付する事務にかかる導入・運用に係る費用については全額国費により行うこと。

また、地方公共団体の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

2、電子行政の推進等

(1) 国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じ

ないよう国の責任において財源を確保すること。

また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 条件不利地域等において、止むを得ず町村が整備したブロードバンド施設等の維持管理について財政支援措置を講じるとともに、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

また、情報格差が生じることがないよう、離島や中山間地域等不採算地域において光ファイバーや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者を支援する制度を創設すること。

(3) 社会保障・税番号制度の導入を契機とした自治体クラウド導入を財政的に支援するにあたっては、クラウド導入の準備を進めている共同処理組織に加入する単独処理団体のデータ移行経費等も対象とすること。

3、地上デジタル放送受信環境の整備
地上デジタル放送に完全移行したが、テレビが視聴できない条件不利地域等の世帯に対する各種支援や新たな難視地区の解消に向けた対策を講じるとともに、暫定衛星対策世帯における恒久的な対策を早急に講じたい。

23、戸籍制度の見直し

近年住民の流動が激しく、戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれて

おり、事務が煩雑になっている現状にある。よって、国は次の事項を実現すること。

1、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

24、公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

また、国会議員の定数に関する選挙制度改革については、町村の意見が十分に反映されるよう考慮すること。

25、エネルギー対策の推進

エネルギー資源の多くを輸入に依存し、脆弱な供給構造を抱える我が国では、東日本大震災及び原子力災害により、各エネルギー源のあり方や地球温暖化への取組に関して大幅な見直しを迫られた。エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素であることから、国においては、平時・緊急時の双方において、需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保できるエネルギー需給のあり方について検討し、次の事項を実現すること。

1、安定的なエネルギー需給構造の早期の確立

エネルギーの安定的確保は我が国の社会的・経済的な活動のあり方に關わる、重要な課題である。徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速、他の電源の発電効率の向上、さらには新型

資源「メタンハイドレート」の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

2、再生可能エネルギーの導入・推進

(1) 小水力やバイオマス、太陽光、風力等の地域資源を活用して再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、再生可能エネルギー等導入推進基金事業を拡充するとともに、固定価格買取制度を適切に運用し、自立分散型のエネルギーを構築すること。

(2) 再生可能エネルギーにかかる既存の発電施設の発電能力を維持するため、老朽施設の更新・改修等に対する支援制度を創設すること。

3、電源三法交付金制度の周知・充実についで

(1) 電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実をはかること。

(2) 交付金の対象施設については、すべての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

(3) 環境への負荷が少なく、クリーンなエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきた水力発電にかかる交付単価を平成22年度水準以上に引き上げること。

26、過疎対策等の推進

現在我が国では、人口減少の克服と地方の創生が喫緊の課題となっているが、特に過疎地域は、引き続き人口減少が続いてお

り、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。こうした問題は、過疎団体に限らず、条件不利地域を多く抱える小規模町村共通の問題である。

このような町村では、最も住民に近く地域のコミュニティ、地域資源、伝統文化等を支えてきた集落が衰退し、集落人口の減少により辺地対策事業の対象外となる地域も生じており、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上でも極めて重要である。

こうした観点から、集落対策、地域医療の確保、生活交通の確保、災害対策など住民の安心・安全な暮らしを支える、幅広く実効性のある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

よって国は、次の事項を実現すること。

1、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上で極めて重要であるが、単独の集落では様々な課題の解決が困難であるため、基幹的な集落を中心としたネットワークづくりを進め、地域資源を活用した地域産業の振興や日常生活の生活機能の確保等の取組みを推進することができるよう、財政措置を強化すること。

2、集落を支援する人材の育成・確保等の対策の充実を図るとともに、集落の実態を踏まえ、辺地対策の要件を緩和するなど、きめ細やかな集落の維持及び活性化対策をこれまで以上に積極的に講じること。

3、町村の多様な財政需要を反映した市町村計画に基づく過疎対策事業債の所要額を

確保し、過疎地域の主体的で多様な取り組みを支援すること。

27、豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

3、高齢者・障がい者等の雪下ろし・除排雪等が困難な者を支援するため、建設業団体や非営利団体と連携した除排雪や、空き家の除排雪などの管理に係る地域の取り組みに対して財政支援措置を講じること。

4、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

5、豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等について万全の対策を講じること。

28、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。更に、地震、風水害等により陸の孤島となるところが存在するなど災害に対し脆弱な地域でもある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、半島振興法の適用期限を延長し、定住の促進、交流人口の拡大、格差是正に向けて支援措置の充実強化をはかること。

2、半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。

3、半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講じること。

4、半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

29、離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保

全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、法律により創設された「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用がはかられるものとする。

2、離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。

3、離島におけるすべての移動コストを本交通機関並に低減する方策を講じること。

4、医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

5、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、「ミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地

域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。

6、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防止し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実をはかること。

7、離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

8、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用をはかる上で特に重要な離島については、その保全及び振興に関する特別措置について早急に検討すること。

30、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課

題の解決に向け、取り組みを積極的に進めることが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移した事業を引き続き円滑に実施できるように、適切な措置を講ずること。

2、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講ずること。

3、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講ずるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担として、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

31、米軍機による低空飛行訓練の中止について

米軍が日本において行う低空飛行訓練

は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、その責務として、事態を正確に把握し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように、適切に対応すること。

32、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

33、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

34、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講ずるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。



活 動

「火山災害防止に関する緊急要望」を実施

全 国
町 村 会

平成26年9月27日、突然噴火した御嶽山の火山災害は、死者57名、負傷者69名、行方不明者6名(平成26年11月6日現在)という戦後最悪の人的被害をはじめ、降灰による農作物等への被害をもたらした。現在も活発な火山活動が継続的に続いていることから、今後も噴火に対する嚴重な警戒が必要である。火山災害から尊い生命を確実に守るため、火山防災体制の充実強化はまさに喫緊の課題である。

国、地方が緊密な連携を図り、一体となって火山災害防止対策を推進できるよう、国においては、下記事項について緊急に実現を図ること。

火山災害防止に関する緊急要望



▲山谷大臣(左)に要望書を手渡す藤原会長(右)



▲山谷大臣(右)に対し要望内容の実現を訴える藤原会長(左)

記

1 観測・監視体制の充実強化

火山噴火の予兆現象をよりの確に把握し、迅速な避難等に結びつけられるよう、観測機器の設置強化や専門家による助言体制等を含めた観測・監視体制の充実強化を図ること。

2 噴火警戒レベルの見直しと迅速な情報連絡体制等の強化

火山噴火発生前に、地元町村が、住民、登山者、観光客等に対し、迅速に情報を発信し的確な避難指示等の対応ができるよう、より詳細で具体的な噴火警戒レベルの設定を検討するとともに、国、都道府県、地元町村の連絡・連携体制の一層の強化を図ること。

3 二次被害への対応

事後的に発生が予想される豪雨等による土石流災害等に対する被害を最小限に止めるための措置についても早急に対策を講じること。

4 火山情報の周知

平常時から広く国民に対し、噴火警戒レベル等の火山に関する情報の周知徹底を図ること。

5 避難・救助活動、降灰被害等への財政支援措置

関係町村が負担している避難・救助活動等に係る経費、降灰等による農作物への被害等に関して、適切な財政支援措置を講じること。

平成26年11月

全国町村会長 藤原忠彦

全国町村会は11月11日、9月27日に発生した御嶽山の噴火による火山災害を受けて、「火山災害防止に関する緊急要望」を取りまとめ、藤原会長(長野県町村会長・川上村長)が山谷内閣府特命担当大臣(防災)に対し要請活動を実施した。

なお、緊急要望については、「観測・監視体制の充実強化」「噴火警戒レベルの見直しと迅速な情報連絡体制等の強化」「二次被害への対応」「火山情報の周知」「避難・救助活動、降灰被害等への財政支援措置」について、緊急に実現を図るよう求めている。(左記参照)

なお、同要望については、国土交通省及び気象庁に対しても、事務局よりその実現方を要請している。

活 動

第2回 地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会に藤原会長が出席

地方六団体

地方六団体は11月12日、地方創生担当大臣との意見交換会を行い、政府からは石破地方創生担当大臣、平内閣府副大臣、小泉内閣府政務官等が出席。本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席した。

会議に先立ち、石破地方創生担当大臣からは、地方創生の関連法案を成立させ、国・地方が手を携えてやっていかなければいけない。仕組み

を変えるのは容易ではないが、地方の利益と国の利益が相反するはずはないので、共に考えて、仕組みを変えるということだと思っている。一



▲冒頭に挨拶を行う石破地方創生担当大臣（右から2人目）



▲本会からは藤原会長が出席

朝一夕に出来ることではないが、そのスタートだけは切らないといけなので、宜しくお願いするとの挨拶があった。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、①地方創生に取り組む自治体の評価において、地域間格差を考慮すること②少子化対策のように、ナショナルミニマムとしてやらなければならない点があること③国民に対して地方創生の意図が明確に伝わるような予算を作る必要があるとの発言があった。

その後、提出資料の説明の後、意見交換に入り、藤原会長からは、全国町村会が11月11日に取りまとめた「地方創生の推進に関する提言」について、①「しごと」に関しては、

農山漁村地域に雇用の場を増やすため、農林水産業の振興、物産の高付加価値化、地元の金融機関の融資を活用した起業支援などに努力し、生産・消費の地域内循環の仕組みの構築に取り組み必要があること。②「ひ」とについて、地域の「生業」の継

承や、妊娠・出産、育児の切れ目のない施策、地域の愛着と誇りの醸成等により、幅広い世代間の連帯に取り組む必要があること。③「まち」について、周辺集落と基幹集落間のネットワークの強化、外部人材の積極活用、土地利用の権限、特に農地転用許可権限の市町村への移譲等により、外から入ってくる、ひと、技術等を積極的に活用する取り組みが重要であること。④「町村の自立と国の自立支援」に關し、実効性のある政策目標の設定については、地域の実情に詳しい町村が目標と施策を立案し、「総合戦略」を議会、住民と一体となって作成する必要があるが、その際、国の財政的・制度的な幅広い支援をお願いしたいとのポイントを説明した。

また、施策効果の検証に際し、町村には条件不利地域が多いことを考慮して、指標を工夫するよう要請した。

最後に、六団体代表の発言を受けて、石破地方創生担当大臣から、法案が成立すれば、地方で各々総合戦略を作っていただが、今年度中に出現してくる自治体があれば、補正予算あるいは来年度の本予算で早急に対応する。国と地方の政策各々が整合性のとれた形になることが必要であるとの発言があった。

活 動

■参考 地方創生の推進に向けて

平成26年11月12日

地方六団体

政府は、まち・ひと・しごと創生本部を中心に、人口減少の克服と地方創生のため、現在、「長期ビジョン」及び「総合戦略」の骨子を示し、年内の策定に向けた検討を進めている。

我々地方は、かねてより地域の実情に応じ、人口減少の克服と地方創生に向けて取り組んできたところであるが、今後、まち・ひと・しごと創生法の成立を受けて、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を進め、さらに全力でこの問題解決に取り組む覚悟である。その際、個々の自治体や一地方だけでは解決できない構造的な問題があることから、社会資本整備など公平な条件を整えた上で、国と地方、地方同士が役割分担と連携をして立ち向かっていくことが肝要である。

国においては、地方が真に実効性を伴った個性あふれる人口減少対策と地方創生が推進できるよう、その環境づくりと国にしかできない我が国の抱える構造的な問題の抜本的な改革に取り組むことを期待する。

また、今後の「長期ビジョン」と「総合戦略」の策定に向けて、次の点に留意いただくとともに、地方創生元年にふさわしい対策を平成27年度予算、税制改正等において講じていただきたい。

ビジョンの明確な提示と構造的な問題に向けた取組

- 人口減少の克服と地方創生を実現するためには、地域間格差を是正し、全ての地方が自主性・主体性を発揮できる基盤づくりが不可欠であり、国は人口減少の克服と地方創生に向けた全体像をまず明確に示した上で、東京圏の一極集中の是正など我が国の抱える構造的な問題の抜本的な改革に真正面から取り組むこと。

少子化対策の抜本的な強化等

- 「長期ビジョン」骨子(案)において、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、人口減少に歯止めをかけ50年後1億人程度の人口を確保する方向が示されている。今が人口減少を克服するラストチャンスと捉え、少子化対策を国家的課題と位置付けて、国と地方が総力を挙げて抜本強化に直ちに取り組むという認識の下、目標実現のために大胆な政策を実施すること。

たゆみなき地方分権の実現と大胆な法令・制度等の見直し

- 人口減少社会においては、地方の自立なくして持続可能な社会は実現しないことから、一層の地方分権を進める必要がある。「総合戦略」に、農地の確保とまちづくりを地方が主体となって進めるための農地転用許可権限の市町村への移譲をはじめとする地方分権改革や規制改革等の地方創生に資する具体的取組を盛り込み、実現を図ること。
- また、人口減少対策等に資する税制措置については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みを幅広く検討すること。

特に、①東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する税制優遇措置、②新たな結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度等について、平成27年度税制改正において実現する方向で検討すること。

地方が自立して人口減少対策・地方創生を実現できる財源の確保

- 地方団体が全力で人口減少対策・地方創生に取り組むためには、安定した財源の確保が必要不可欠である。平成27年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。
- 地方では、人口減少対策や地方創生のための施策を地域の実情に応じて、かつ速やかに実行するため平成27年度予算編成に向けて地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」等を平成27年度から継続的に大胆な規模で設けること。
- 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、人口減少の克服・地方創生のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

地方意見の反映

- 今後、政策パッケージの具体案を盛り込むにあたっては、地方との意見交換を踏まえて、地方の提案を反映させること。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

大切なマイカーには…

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **42% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。

●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜の営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

〈車両共済引受保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第3課 03-3593-6456

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です

SJNK14-09043(2014.9.25作成)